

秘



法律取調
委員
會

民法草案擔保編議事筆記

自第八十二回
至第八十四回

日本學術振興會

XB300
N2-2d3

民法草案擔保編議事筆記

頁次 82回
84回

21年9月

21部分計畫草案試行

29修正編初分は 12月5日

西岡正 31回~32回 21案列記

XB300
N 2
2 d3

民法草案擔保編議事筆記 自第千二百七十五條 至第千二百七十五條

民法草案擔保無礙事筆記第八十二回 自第千二百廿一條 至第千二百四十條

明治廿一年九月十八日午前八時廿五分開會ス

（委員長） ヤリマシヨウ

第千二百廿一條朗讀ス

第千二百二十一條 若シ債權者カ其財產ノ管理權ヲ有セサル
トキハ其法律上又ハ裁判上ノ代人ニ於テ記入ヲ爲スモノト
ス

抵當ノ記入ハ亦一般代理人及ヒ法律上又ハ合意上ノ抵當ノ
附屬シタル所爲ヲ行フノ委任ヲ受ケタル特別代理人ノ權利
及ヒ責任ニ屬スルモノトス

記入ハ亦債權者ノ爲ノニ事ヲ行フ事務管理人ニ於テ其債權
者ノ委任ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得

（修正案）左ノ如ク改ム

第一項債權者カ財産ノ管理權チ有セサルトキハ抵當ノ配入ハ法律上又ハ裁判上ノ代理人チ爲ス

第二項抵當ノ配入ハ一般ノ代理人及ヒ法律上又ハ約東上ノ抵當ノ附着シタル行爲チ爲スノ委任チ受ケタル特別ノ代理人ノ權利及ヒ義務ニ關ス

第三項又配入ハ其債權者ノ委任ナクシテ事務管理人チ爲スコトチ得

(松岡) 一般ノ代理人ト云フト普通ノ代理人ト云フヨウニ關ヘル

(栗原) 併シ特別ト云フノカ其内ニアリマスカラ

(松岡) 詰リ總理代理人位ヒテス

(栗原) 代人ト代理人ノ區別カ御座イマスカラ誠ニ困リマス

(清岡) 抵當ノ附着シタル行爲チ爲スト云フコトハ何トカ云ヒヨ

ウハナイカ矢張抵當ノ特別ノ代理人ニ任シテ配入チサセルト云フ抵當配入チ爲ルト云フノテシヨウ

(栗原) 左様テス

(清岡) 抵當ノ附着シタル行爲チ爲スト云フハ何タカ

(栗原) 何方契約チサセルト行爲ハ契約ト讀ンテモ宜シイ契約スルノ契約ニハ抵當カ付テ居ルノテス

(清岡) 附着シタル行爲ハ分リ悪イ

(栗原) 抵當チ生セシムルト云フカ

(松岡) 矢張一附着シタルチ宜シイ抵當付ノト云フタネ

(元尾崎) 一般ト云フハ總理代人カ

(栗原) 「セネラル」テス

(元尾崎) ソレハオカシイ總理代人チ宜シクハナイカ

(松岡) 名稱タカラ一所ニナラント性カン

(北島) 特別ノ代理人ト云フノハ部理代理人カ

(栗塚) 左様テス

(松岡) 特別ノ委任ヲ受ケタルト云フタラ異イカネ

(南部) 之ハ抵當ノ付テ届ルコトニ付テ別段ニ委任シタカラ記入
スルコトニ付テ委任スルハ別タカラ今少シ廣イノテス

(栗塚) 總理部理ト致シマスカ

(西) 一般ノ代理人ト云フト重モニ總理トカ云フニハ聞ヘナイ
寸シタ代人ノヨウニ聞ヘル

(栗塚) 尋常一般ノテスネ

(櫻村) 總理代人トヤリマシヨウ

(栗塚) ソウ致シマシヨウスルト后ハ皆ソウ致シマス

(松岡) 代人カ出來タカラ總理ト云フノカ大變勿代ナイ字ニナツ
タネ

(栗塚) 總代理人部代理人テハ如何

(元尾崎) 總理代人ヲ宜シイ

(委員長) 訴訟法ヲ民法ノ再調査ノトキ何トカ定マツタラソレテ
總理トカ何トカ云ハナケレハナラン調テ置クト云フコトカアツタ
(南部) 其代理人トアツタラ總理代人トシマシタ

(委員長) 一般ニト云フノハ三島カ「總般」トシナケレハナラン
トカ云フタテハナイカ總理代人ナラ良シイ

(栗塚) 宜シウ御座イマス

(委員長) 總理代人トシテ特別ハ部理代人トシヨウ

(松岡) 一項テハ法律上裁判上ノ代人ト云フモノ之ヲ爲ストソレ
カラ后ノ方テハ代人テハト云フハ

(栗塚) 其人ノ權内ニアルト云フコトテス

(松岡) スルト上テハ何ヤコトヲ爲ストアルコウ云フコトハ權利

ノミニ屬スト何ウ云フ譯ケカ私ハ却テ上ノ方ヨリ法律上裁判上ノ代人ナラ之ヲ爲スヘキモノトテモスルヨウニシテ良イト思フ義務アルコトヲ示スハ良シイカ同シ並ンテ置クニ書分ケルト上カ輕ク后ノ力重モ過キルヨウニ思フ

(栗塚) 輕重ハ御慮イマセン

(松岡) 之ハ同一ニシタイ

(栗塚) 法律上裁判上代人ニ爲ナケレハナランコトハ申スマテモナク委任ヲ受ケタ人タカラ何ウタロウカ

(松岡) 同シコトタ

(南郎) 記入ヲ受ケタ委任ハ別テス

(栗塚) 行爲ヲシテ與レト云フノテス

(松岡) モノトスト云フ文章ハ止ノタイ

(栗塚) アル所モアリマス

(南郎) 悪ケレハ可シト云テモ宜シイモノトスハオカシイ

(松岡) 訴訟法ハ「可シ」テス

(南郎) 訴訟法ノ「可シ」ト云フノハ訴訟手續ノ無効ニナラントカ云フノテス

(松岡) 何方カーニシナケレハナラン獨逸ト佛蘭西ト書力違テモ日本ニハ構ヒマセン

(栗塚) 可シト云フノハ要スト分ケル所テアリマス民法ニハ要スト可シノ區別ハアリマセン

(松岡) トウテシヨウカ事柄ハ苦情モナイニ文カ新ウアツテハ何ウカ

(栗塚) 文章ハ違フカ、抵當記入モシナケレハナランソヨ又權アルソヨト云フ所カラ來テ届ルノテ、一項ノ法律上裁判上ノ代理人ノ權利及ヒ義務ニ屬ストテモ書ヨリ外ハナイ二項ハ直スコトハ出

來マセン

(松岡) 全体ヲ云フト同シヨウニシタイ

(栗原) 併シナカラ同一ニ往クマイト思フノハ二項ハ斯ウ云フ仕事ヲシテ吳レト頼マレタノテス

(松岡) ソレハ同シテ上モ抵當ノ委任ヲハナイ仕事ノ方ノ委任デ即チ本人ニ代テ管理スルノ代人タカラ同シコトノテソレテ斷イ區別ノアロウ筈ハナイ

(南郎) 我輩ハ論ハナイカ文ヲ替ヘルコトハ屢々言テ同様ナ譯チアリマスカラ即チ法律上ノ人カ裁判上ノ代人カ爲ヘキモノタカラ示シタノチ其トキモ權利義務ヲ斯ウ云フ文カアルカラ一様ニシナケレハナラント云フハ六ヶ數コトト思フ

(栗原) 爲スコトヲ變ステアリマス

(松岡) 變ステナレハ義務ト云フコトカ見ヘルカラ宜シイ

(村田) 要ス杯ト言ハヌカ宜シイ、后ニ權利義務ニ關スト云フト、前ハハツト云タ方カ宜シイ前ノハ、財産ノ管理權ヲ持テ居ラン者ハ代人ガヤル、代人カ出ルト是非シナケレハナラン、ト云フノテス

(松岡) ソウ見ルト一ノコトニナルゼ、代人カ爲ルノタカラ斯ウト云フト一二項ハ同シニナツテ仕舞

(村田) 一項ハ管理能力ノ無イ者ハ法律上ノ代人カスル、スレハ權利義務カアルト云フノテス

(松岡) 前ニ管理權ノ無イ人カ後ニハ無クトモ爲セルノタカラ

(村田) 別ノコトヲハナイ記入ノコトヲ云フノタカ記入ハ即チ、抵當記入ハ總理代人ナラ無論部理デナイカラ是非シナケレハナラン、權利義務カアルト云フノテス

(松岡) 一二項ハ同シコトタ

(村田) 前ハ委任カナケレハナラン後ハ委任カ無クトモ配人ヲ爲スノテス

(松岡) 權利義務ト云フノト得ルト云フノト只爲スト云フノト違フ

(村田) 幼者ノ管理人トカ成ハ債權人ノ管理人トカ裁判上ノ管理人トカ法律上ノ管理人トカ云フ、ハ管理上テヤルノタカラ委任ハナクトモ出來ルノテス

(松岡) ソウ云フコトテハナイ

(村田) 事務管理ト云フノハ即チソレテス

(松岡) 一項ハソウ云フコトテハナイ

(村田) 一項ハ事務管理人ハ委任ナクシテ出來ルト云フノテス

(清岡) 三番目ハ私ハ少シ修正ハ分リ悪クハナイカト思ヒマス

(栗塚) 又配人ハ債權者ノ委任ナクシテ事務管理人之ヲ爲スコト

民権十六ノ六

ヲ得テアリマス

(清岡) 事務管理人ト云フノハ債權者ノ事務管理人ト云フノテ分ルタロウカ債權者ノ爲ノニコトチ行フト前ニアルカラ分テ居ルヨウタカ此所テハ債權者ノ委任ナクシテ事務管理人委任ナクシテ何ノ事務管理人トハ云テナイカラ分ランヨウタカ間違ヒハシマセンカ

(村田) 詰リ委任者ノ委任ナクシテト云フノテス

(清岡) 少シ分リ悪イネ

(栗塚) 又事務管理人ハ債權者ノ委任ナクシテ爲スコトチ得ト書キマシヨウカ

(元尾崎) 爲スコトタ

(大尾崎) 之ハ宜シイ

(南部) 先ヘ往キマシテハ如何

（概村） 宜シウ御座イマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百二十二條朗讀ス

第千二百二十二條 婦ノ法律上ノ抵當ハ夫カ條件附ナルモ契約又ハ其他ノ方法ニテ婦ノ債務者ト爲リタルトキヨリ夫又ハ裁判所ノ許可ヲ要セス婦ノ請求ニ因リ之ヲ記入スルコトヲ得又其記入ハ婦ノ適當ト思考スル如ク不動産ノ全部又ハ一分ニ付キ之ヲ爲スコトヲ得但第千二百四十一條ニ記載スル如キ夫ノ減少ノ權利ヲ妨ケス

婦ノ記入ヲ爲サ、ルトキハ夫ハ其債務者タル右ノ場合ニ於テ負擔ナク又ハ不十分ノ負擔アリテ婦ノ擔保ノ爲ノ十分ナル不動産ニ對シ成ル可ク婦ノ爲ノニ記入ヲ爲スコトヲ要ス婦又ハ夫ノ記入ヲ爲サ、ルトキハ假令委任ナキモ婦ノ血屬

又ハ婚姻中ノ一人ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但婦ノ故障又ハ拋棄アラサルコトヲ要ス（第千二百三十五條乃至第千二百三十九條）

（修正案） 第一項一條件附ナルモ」ノ六字ト契約ノ下一又ハ」ノ二字ヲ削リ「婦ノ債務者」ヲ一婦ニ對シ條件附ナルモ其債務者」ト改ノ思考スルノ下一如ク」ノ二字ヲ削リ一如キ」ヲ一如ク」ト改ノ「減少」ノ上一有スル抵當」ノ五字ヲ挿入ス

第二項 左ノ如ク改ム

右ノ記入ナキトキハ夫ハ婦ノ擔保ニ十分ナル不動産ニ付キ婦ノ爲ノ記入ヲ爲スコトヲ要ス

第三項 一夫ノ」ヲ一夫カ」ト改ノ「拋棄アラサル」ヲ一拋棄ナキ」ト改ム

（元尾崎）一婦ニ對シ條件付レト云フハ何ウ云フコトテスカ

（栗塚）條件付テ債務者ト爲リタルトキテス

（元尾崎）トウ云フコトカ

（松岡）條件付杯ト云フコトハイリソウモナイ只ノテハ出來ヌノカ

（栗塚）條件付テアロウトモト云フノテ只ノハ無論テアリマス

（松岡）條件付テモト云フノハ丁寧過キタ話テス

（元尾崎）初ノ約束シナケレハ宜シイノテシヨウ

（栗塚）約束其他方法テナルカモ知レン

（元尾崎）其他ノ方法ト云フハトウ云フコトカ

（栗塚）約束テナクツテモタ婦ト夫ノ間ニ約束ハ無カロウトモ女勝カ相續シタ母方ト父方カ死テ財産カ來タ其財産ノ管理ノ權ハ夫カ持トカ婚姻契約テ定マツタトカ云フソレテ管理スル權利カアル

ソレニ付テ夫ノ財産ハ抵當ニ入レテ置カナケレハナラン

（大尾崎）夫カ承知センテモ自分ノ見込丈ハ財産記入シテ置クカ

（栗塚）其替リ後テ公證テ求メルコトカ出來ルノテス債務者トナルニ直其トキニナルカ又ハ條件付テナルカト云フノテ債務者ト爲ルソレハ條件付ニ爲ルト云フノテス

（元尾崎）斯ウ云フコトカアツタナラハト云フノタネ

（栗塚）左様

（南部）夫カ條件付モ分タカ債務者カ條件付テス

（松岡）債務カ條件付テ他日解申放ストカ云フコトニナルカモ知レンソレテモ矢張登記シテ置ケタ即チ條件付ノ債務テアロウトモタ之ハ只ノ人テハ條件付カ出來ヌカラ畢竟其他ノ方法テ婦ニ對シ債務者ト爲リタルトキ女勝カラ出來ルト云フノタカラ差支ハナイ尤モ輔カ條件付トナルト工合カ悪イ

(栗塚) 文字カ書ヌカラト云テ意味ヲ現ハスコトノ出來ヌノハ理
念テス

(松岡) 條件付債務者ニ出來ヌノタロウ債務者ニナツタラハ直ク
ニ抵當配入カ出來ルソヨ

(栗塚) 未タ權利ハ生シテ届ランニモセヨト云フノテス

(元尾崎) ソレマテ云フニハ及ハヌ

(松岡) 日本ノ人ハ女房ヲ處待スルカラ無暗ニ書クノタロウ

(栗塚) ソウテハナイ

(元尾崎) 條件付テ制テハ如何

(西) 條件付ト云フコトハヒトイ必要テハナイ

(村田) 千二百十三條ニ一債權者將來ノ財産ニ付テ抵當ハ出來ヌ
トアリマスネ未必條件杯ハ性カヌヨウニ見ヘルカ條件付ハ構ハヌ
續リテシヨウ一寸見ルト條件付ノヨウニ見ヘル

(南郎) 將來ノ財産ト條件付トハ事柄カ違ヒマスヨ

(松岡) 指所カ違ヒマス此所ハ抵當ニスルモノ、條件付テハナイ
爲ル契約カタカラ違フ

(栗塚) 制テモ恐レハアリマセン

(松岡) 制ニ對シ條件付ト云フノハトウモオカシイ

(元尾崎) 制テ置イテハ如何

(渡) 差支ヌナケレハ制リマシヨウ

(松岡) 私ハ之カアルト尋常普通ノ人カ條件付ノトキハ抵當設定
カ出來ヌト思フ

(南郎) 其恐レハナイ

(元尾崎) 私ハ制ル方ニ同意

(栗塚) 條件付ナリト云フ字丈チ御制リナスツテ

(委員長) 條件付ノトキハ性カント云フ條件付ノアツタトキハ配

入力出来又夫婦ノ間ニ申分カアルトキハ其カント見ハセンカソレ
カ爲ノニ因タノテハナイカ

(栗塚) 當リ前尋常一様ノ債務者トナツタトキハ云フニ及ハヌ若
カモ條件付テ來タ權利ノ生セントキテモト云フノテス

(委員長) 明文ニ書ケンテモ權理上カラ見テ條件付ノアルトキ婦
ハ全イ權利ヲ行フコトカ出来ヌト讀ハセンカ

(栗塚) 權理上カラ來レハ宜シイヒヨツト見タ人カ條件付モトナ
イ爲ノニ疑ヒカ起ルコトカアリマシヨウ理窟上テハ債務者トナレ
ハ條件付モアルカラ疑ヒマセン

(清岡) 元ノ通りニシテ良クハナイカ

(委員長) 起草者カ注意シタノテシヨウ

(南部) 婦ノ法律上ノ抵當ハ條件付ナルモ契約又ハ其他方法ニテ
夫カ婦ノ債務者ト爲リタルトキハトシテハ如何

(元尾崎) 條件付ヲ置クナレハ修正テモ宜シイ夫カ條件付ト云フ
ハ何タカ分ラン

(清岡) 夫ハニシテハ如何

(西) 置クナレハ修正案ノ通りテ宜シイ

(元尾崎) 修正通りテ宜シイ

(清岡) 婦ノ債務者ト云フコトハ分リ悪イ

(元尾崎) 條件付ヲナケレハ尙ホ更テ條件付テモト云フコトタ

(清岡) 債務者ト云フコトハ分ルカ婦ニ對シ條件付タロウ

(南部) 其債務タカラ

(大尾崎) 夫カ女房ノ債務者トナツタトキタ

(栗塚) 夫カ女房ニ對シテ債務者トナツタトキテスソレハ今迄無
クトモ條件付テモト云フノテス

(松岡) トウモ工合カ悪イ眼ヲ閉テ讀ムト假令契約ハ條件付テモ

ト云フノヲ確定ノ契約ハ無論ト云フノテヌ又契約ハ無クトモ法律上ノ原因カラ婦ノ債務者トナツタラ其トキカラト云フノタカラ入レテ見テモオカシイ

(南都) 假令ト云フ字ヲ入レテハ如何

(栗塚) 若カモ原文ニハ契約又ハ其他方法ニテト云フコトハイラヌ文章ニ書テ居ル婦ノ法律上ノ抵當チ夫カ婦ニ對シテ條件付ナルモ債務者ト爲リタルトキチ主ニシテ書キソレハ何ウシテナルカ契約其他方法ニテト斯ウアルノチアリマス

(樺村) 宜カロウテハナイカ

(委員長) 宜クハ二項ハ

(元尾崎) 女房カ拋棄シテ仕舞ヘハ構ハンネ

(栗塚) 大概拋棄サセルタロウト云フノテヌ

(松岡) 八番敷云ヘハ敵キ出シテ仕舞フ先ヘ往キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百廿三條朗讀ス

第一千二百廿三條 未成年者ノ法律上ノ抵當ハ夫ニ對スル婦ノ法律上ノ抵當ト同一ノ場合ニ於テ之ト同一ノ條件ニ從ヒ後見人ノ注意及ヒ請求ニ因リ之ヲ記入スルコトヲ要ス

後見人ノ注意ニテ記入ヲ爲サ、ルトキハ後見人監督者又ハ親族會議各員ノ請求ニ因テ右抵當ノ記入ヲ爲スコトヲ要ス若シ之ヲ爲サ、ルトキハ是等ノ者ハ未成年者ニ對シ連帶シテ損害賠償ヲ負擔ス(全上)

未成年者既ニ後見ヲ脱シタル後ハ未成年者自身ノ請求ニ因リ亦其抵當ノ記入ヲ爲スコトヲ得

(修正案) 第一項 一注意及ヒ請求」チ「世話」ト改ム

第二項 未成年者ノ上チ左ノ如ク改ム

後見人ノ世話ニテ記入ナキトキハ後見監督者又ハ親屬會員ハ其記入ヲ爲スコトヲ要ス若シ之ヲ爲サ、ルトキハ

第三項 左ノ如ク改ム

未成年者モ亦後見ヲ脱シタル後ハ其記入ヲ求ムルコトヲ得

(栗塚) 「後見人監督者」ヲ起業者カ「嗣後見人」ト改ノマシタ

(松岡) 即チソレカ監督者ト云フノタネソレテ宜シイ

(清岡) 「世話」ト云フハトウカ

(栗塚) 人ヲ世話シタトカ云フ徒弟契約ノ所ニアリマス

(元尾崎) 話ノ上ニハ世話シテヤツタトカ云フカ書テ見ルト何ウモ徃カンネ

(大尾崎) 自分ノ財産ヲ記入シテ置ク場合テシヨウ世話ト云フノハオカシイ

(南郎) 後見人ハ婚ノ爲ニスルノタカラ世話テス自分ノ資格ヲ入

レルノテハナイ

(大尾崎) 後見人ハ自分ヲヤルノテシヨウ

(南郎) 抵當ニスルニハ幼年者ニ抵當ニスルノテ幼年者ノ爲ノニ書入レルノテ矢張世話ニハ違ヒナイ

(大尾崎) 世話トハ俗ニ云フカ當リマセン

(栗塚) 注意テモ宜シイ原語ノ意味ハ日本ノ世話ト云フニ當ルカ

ヲ譯シタノテス

(元尾崎) 注意テ良クハナイカ

(渡) 九百六十六條ニ世話ト云フノカアリマス

(栗塚) ソレテ使ツタノテアリマス

(委員長) 記入ナキトキハト云フハオカシイネ

(栗塚) 世話ニテ記入ナキトキハテス

(元尾崎) 後見人自分ノ財産ヲ幼年者ノ爲ノ入レテ置クノカ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) ソウハ見ヘヌネ

(栗塚) 見ヘル筈ハナイソレハ前ニアリマス千二百十條ニアリマ
ス未成年及ヒ禁治産者ハ後見人云々トアリマス

(元尾崎) 注意テハ何ウカ

(南部) 注意シテモ宜シ放テ置イテモ宜シトハナリハセンカ

(元尾崎) ソンナコトハナイ

(南部) 訴訟法ニモ注意トシテアルア、云フ所ヲ注意トシテアル
カラ速ヒハスル

(元尾崎) 私ハ世話テ良イト思フ

(栗塚) 自分テ世話及ヒ注意ニテト云フノテ備キソウシテ怠ラス
ニト云フ意味デアリマス

(元尾崎) 後見人ノ注意ヲ以テ速カニ記入スルコトヲ要ストスレ

ハ宜シイ

(栗塚) 左様

(大尾崎) ソレナレハ宜シイ

(清岡) 末項ニ一記入ヲ求ムル」トアルカ一記入ヲ請求」テシヨ
ウ

(栗塚) 左様テス記入シテ貰フノテス「速カニ」ハ難カナランカ
怠ラスト云フ意味テス

(元尾崎) 注意ヲ以テ懈怠ナクト云々ヲ良シイヨウテス

(村田) 世話ハ良サソウナモノテス

(渡) 世話ニテ記入ハオカシイ

(委員長) ナラサルトキハ往カンノテス

(元尾崎) 二項ハ原案ヲ良シイ

(渡) 二項カ原案ナラ一頂ハ「注意」テ宜シイ

(元尾崎) 注意トスル方カ多數ラシイ

(松岡) 注意ヲト云フコトタ

(栗塚) 左様テス

(樺村) 注意ヲ以テカ宜シイ

(委員長) 一項ハ注意ヲ以テカ

(栗塚) 左様注意タノ世話タノハ要ラヌ

(北島) 後見人ハ之ヲ記入スルコトヲ要スト云ヘハ宜シイ

(渡) 入レテモ宜シイタロウ

(北島) 入レ、ハ蛇足テス注意タノ世話タノハ要ラヌ

(栗塚) 後見人之ヲ記入スルコトヲ要ステ宜シイ

(樺村) ソレテ宜シイ

(松岡) 請求ヲ爲スト云フハイラヌ

(栗塚) 自分ノチナイ後見人カセントキハテス

(元尾崎) 之ハ後見人ノ親屬會議ヲサセルノチシヨウ

(松岡) 夫ノ財産ハ自分テ何ウシテ請求スルカ要ランコトタ

(北島) 修正通りテ宜シイ

(栗塚) 爾後見人又ハ親族會員テス

(元尾崎) 會員テ宜シイ

(栗塚) 爾後見人ハ爾テモ宜シイ

(清岡) 爾テ宜シイ一是等ノ者ハモ無イノチアリマス

(元尾崎) 末項ハ原案ノ方カ宜シイ

(栗塚) 未成年者チニツモ繰返シテ居ルノモ餘リ轉イ文章トモ思

ハヌ

(委員長) 自己ノ請求ト云フ文章ニ對シテ居ル併シナカラ此所ハ

カリチナイ一項カラ斯ウナツタカア、云フ所チ爾テハ意味ハ害セ

ンカ能力無クナル氣味カアルネ二項ハ難モ宜シイカ爾後見人ト云

フモノテ良シイカ日本テ副ト云フト後見人ノ代理スルヨウニ見ヘル

(栗塚) 起案者カ直シテ來タノタ

(委員長) 日本テ副後見人ト云フト後見人ノ副官ヲ作テ置クヨウニ見ヘル

(栗塚) 悉ラクハ人事編ヲ見テ直シタヨウテス人事編ヲ副後見人トヤツタノテハアリマスマイカ

(西) 左様テス

(村田) 後見人監督者ナラハ良シイ

(栗塚) 大概佛蘭西文テ云フト夫カ死ト母無カ後見人ニナル其トキハ子ノ父方タカラ夫ノ兄トカ云フ者カ監督スルソレカ副後見人ヲ御座イマス

(委員長) 夫ノ方カラ監督スルカラ良シイカ副ト云フト今一人ヤ

リソウタカラネ

(栗塚) 名ハ副後見人トアロウトモテス

(委員長) 他ノ副頭取トカ副監督トカ云フモノハトウカ

(栗塚) 起案者カ改ノマシタ日本人事編草案ヲ見テ監督者ト云フハ副カ良イト云テ直シタノテス

(渡) 監督ト直スハ無理ナ話テス

(村田) 副後見人ハ當リマセン

(元尾崎) 監督トシテ置キマシヨウ

(北島) 監督テ宜シイ

(南部) 監督テ宜シイ

(栗塚) 直譯ナレハ監督後見人テス

(松岡) 後見監督人ノ方カ當ルネ

(元尾崎) 町村制ノ助役ト云フノカ監督人ニ見ヘルノタネ

(委員長) 親族ノ「族」ノ字ハ良シイカ

(南都) 人ヲ指ストキハ「族」ト云フ字ヲ書マス

(西) 關係丈チ云フトキハ「屬」ト云フ字ヲ書マス

(栗塚) 三島ニ話シテ「親族」ト書クト家ノ子郎黨迄通入ルソウ
テス屬ハ血筋ヲ圖フノタソウテス

(村田) 親族例ノ如キハ「族」チ書クカ跡ハ皆「屬」テス

(委員長) ソンナラ「族」ト云フ字ニシヨウ

(栗塚) 修正ノ方ハ「族」トヤツテアリマス

(委員長) ソウテナイセ

(栗塚) ソレテハ寫字ノ間違ヒテス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ一後見監督者」チ起案者ニ於テ「一關係見人」ト改メ而シ
テ委員會ニ於テ之ヲ關リ左ノ如ク改ム

未成年者ノ法律上ノ抵當ハ夫ニ對スル婦ノ法律上ノ抵當ト同一
ノ場合ニ於テ之ト同一ノ條件ニ從ヒ後見人之ヲ記入スルコトチ
要ス

後見人記入ヲ爲サ、ルトキハ後見監督人又ハ親族會員ハ其記入
ヲ爲スコトチ要ス若シ之ヲ爲サ、ルトキハ未成年者ニ對シ連帶
シテ損害賠償ヲ負擔ス

未成年者モ亦後見ヲ脱シタル後其記入ヲ爲スコトチ得

第千二百二十四條明讀ス

第千二百二十四條 前條第一項及ヒ第二項ノ條例ハ亂心ノ爲
ノナルト處刑曹渡ノ爲ノナルトチ問ハス治産禁ヲ受ケタル
者ノ法律上ノ抵當ニ之ヲ適用ス

處刑曹渡ニ因レル禁治産ノ場合ニ於テハ禁治産者ノ特別ノ
代理人ヨリモ記入ヲ求ムルコトチ得

(修正案) 第一項 左ノ如ク改ム

前條第一項及ヒ第二項ノ條例ハ禁治産者ノ法律上ノ抵當ニ之
ヲ適用ス

(清岡) 「特別」ハ矢張一部理」タネ

(南部) 記入スルニ付別段代理ヲ立ラル、テアリマス

(栗塚) 禁治産者ハ刑法ノ方テハ後見人ヲ置クノテスカソレテハ
代人ト云フ

(清岡) 處刑ノ言渡ニ後見人ヲ置ケト云フコトカアリマスカ

(栗塚) アリマス無能力者ニナリマスカラ無能力者ニハ後見人カ
アルノテス

(清岡) 後見人ハ幼者ニテシヨウ

(元尾崎) 狂人ニモ後見人カイルカラネ

(樺村) 宜シイテハナイカ

(元尾崎) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百廿五條朗讀ス

第千二百廿五條 抵當ノ記入ヲ求ムル者ハ下ニ配スル如ク己
レノ利益ノ爲メ又ハ己レノ代表スル債權者ノ利益ノ爲メ抵
當ノ成立スルコトヲ抵當保管人ニ證明スルコトヲ要ス

婚姻シタル婦未成年者又ハ禁治産者ノ法律上ノ抵當ニ關ス
ルトキハ法律ニ依リ抵當ノ生スル原因タル婚姻又ハ後見ノ
證ニ因テ證明スルコトヲ要ス

合意上ノ抵當ニ關スルトキハ抵當ヲ設定シタル公正證書ノ
原本ニ因テ證明スルコトヲ要ス(第二千四百四十八條第一項)
遺囑上ノ抵當ニ關スルトキハ遺囑書ノ正本又ハ其公正ナル
寫書ニ因テ證明スルコトヲ要ス

總テノ場合ニ於テ若シ保管人カ抵當ノ成立ニ付キ供セラレタル證ヲ爭フトキ又ハ債務者ト帳簿ニ記載シタル如キ記入ノ求ノラレタル不動産ノ所有者ト同人ナルコトカ十分保管人ニ證明セラレサルトキハ抵當保管人ハ自己ノ責任ニテ記入ヲ拒絕スルコトヲ得但其保管人ハ職權ヲ以テ其拒絕ノ精確ナル理由ノ陳述書ヲ供スルノ義務アリ

(修正案) 第一項 一抵當ノ成立スルコトヲ「一抵當ノ成立」ト改メ一抵當保管人「一登記官吏」ト改ム

第二項 一婚姻シタル「ノ」五字ヲ刪リ「法律ニ依リ」ノ五字ト「生スル」ノ三字ヲ刪リ「後見ノ證ニ因テ證明スルコトヲ要ス」チ「後見ノ證ニ因リ其成立ヲ證明スルコトヲ要ス」ト改ム

第三項 一原本ニ因テ證明スルコトヲ要ス「チ」一原本ニ因リ

證明ヲ爲スコトヲ要ス「ト」改ム

第四項 一寫書ニ因テ證明スルコトヲ要ス「チ」一寫書ニ因リ證明ヲ爲スコトヲ要ス「ト」改ム

第五項 左ノ如ク改ム

總テノ場合ニ於テ登記官吏カ抵當ノ成立ノ證據ヲ爭フトキ又ハ債務者ト帳簿ニ記載シタル不動産所有者ト同人ナルコトカ十分ニ證明セラレサルトキハ登記官吏ハ自己ノ責任ニテ記入ヲ拒絕スルコトヲ得但其登記官吏ハ職權ヲ以テ其拒絕ノ精確ナル理由ノ陳述書ヲ交付スルノ義務アリ

(栗飯) 一抵當保管人「ハ」一登記官吏「ト」ヤリマシタ

(松岡) 一登記判事「ト」スルカ何方カニシナケレハナラン訴訟法「テ」ハ「一登記判事」トヤリマシタ

(栗飯) 一書記ニヤラセルコトカアリマスカ「一」登記官吏「カ」宜シ

イテシヨウ

(元尾崎) 一婚姻シタルヲ調ルトアルカ之ハ調ランカ宜シイ

(栗塚) 日本テ婚姻センテ婦ト調ヘマスカ

(元尾崎) 婚姻シタ婦ニハ限ランタロウ

(村田) 法律上婦ト云ヘハ婚姻シタ者テス

(栗塚) 反譯者カ悪イノテ婚姻シタル女ト書テアルカラ此所テ婚

姻シタル女ト云フハ悪イノテソレテ日本テハ一婦レテ宜シイノテ

スソレカラ末項同人ナルコトカ十分證明セラレサルトキハ登記官

吏ハ自己ノ責任ニテ拒絕スルコトヲ得但千三百四條ニ記載スル如

ク裁決ヲ受ル爲ノ同條ノ規定ニ從フヘシカ要スカ何方カテス

(元尾崎) 從フヘシテ宜シイ

(南郎) 要スカ宜シイ

(北島) 從フヘシタネ

ヘシトカ要ストカ兼調ヨリモ報告委員テ定テ付テ云ハ

ント時々論力違フ

(栗塚) 同シコトテス

(委員長) ソレテハ報告委員テ何方テモシタラ宜シイ

(松岡) ヘシト要スハ訴訟法ニハ區別カアリマスカラ一國ノ法律

タカラ同シヨウニシナケレハナラン

(委員長) 内務省ノ何トカ云フ人カ著述シタ辭ノ林ト云フ本テ見

ルニヘシハ命令調テハナイネ

(松岡) 支那テモ必ラス命令調テハナイ

(元尾崎) 從フコトヲ要スニシテ置キマシヨウ

(栗塚) ソレテハ要スニ願ヒマス

本條ハ末項一但第千三百四條ニ記載スル如ク裁決ヲ受クル爲ノ
同條ノ規定ニ從フコトヲ要スレト起案者ニ於テ改ノ其他報告委

員ノ修正ニ決ス

第一千二百廿六條朗讀ス

第一千二百廿六條 請求者ハ其他左ノ條件ヲ精確ニ指示スルニ

通ノ正本ニ於ケル明細書ヲ差出スモノトス

第一 債權者ノ氏名、職業、住所又ハ居所

第二 成ルヘキ文債務者ノ氏名、職業住所又ハ居所

第三 抵當ノ原由及ヒ法律上ノ抵當以外ノ抵當ニ關スルト

キハ設定證書ノ本質及ヒ日附

第四 債權ノ證書ノ本質、其日附、右ノ證書ニ記載シタル

金額又ハ不確定ナル債權ノ債權ニ關スルトキハ現ニ金額

ニテ評價シタル金額及ヒ債務ノ要求期限

第五 抵當ト爲シタル不動産ノ本質及ヒ其所在地(第一千

百四十八條)

民法十六ノ二〇

前來ノ記入ノ縁邊ニ附記スヘキ譲渡又ハ合意上若クハ法律
上ノ代位ノ場合ニ於テハ明細書ニ新債權者及ヒ其證書ノ指
示ヲ記載スルヲ以テ足レリトス

(修正案) 第一項 二通以下左ノ如ク改ム

明細書ノ正本二通ヲ差出スモノトス

第一 一職業」ノ下ニ「及ヒ」ノ二字ヲ挿入シ「又」チ「若
ク」ト改ム

第二 左ノ如ク改ム

債務者ノ氏名及ヒ成ル可ク職業、住所若クハ居所

第四 一證書ノ」ノ三字ヲ刪リ「右ノ」チ「其債權」ト改メ
「又ハ」ノ下「其債額ノ」ノ四字ヲ挿入シ「債額ノ債權ニ關
スル」ノ九字ト「金額ニテ」ノ四字ヲ刪ル

末項 修正ノ意見アリト雖モ原案者ニ質問中ニ付キ追テ報告

スヘシ

(元尾崎) 居所ト住所トハ違ヒマスカ

(栗塚) 違ヒマス

(村田) 終リノ質問中ト云フハ何ウ云フ譯ケカ

(栗塚) 私カ村田サンニ借リテ居ル金ニ私ノ家ヲ抵當ニシテ置ク
スルト貴君ハ債權ヲ松岡サンニ譲タ、スルト貴君ト松岡サンノ相
對テスルハ宜シイ債權者即チ松岡サンノ名トソウシテ證書譲渡ノ
證書ヲ書テ置ケハ宜シイト云フカ其譲渡ノ證ニ栗塚ノ家カ抵當ニ
通入テ居タトナケレハナラント云テヤツタソレカ返辭モ來テ居ル
カ未タハツキリシマセンカラ斯ウシテ置キマス后ニ報告スヘキコ
トカ澤山アリマスカラ後ニ致シマシタ

(大尾崎) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ末項ハ質問中ニ付未決

第一千二百廿七條朗讀ス

第一千二百廿七條 若シ婚姻シタル婦未成年者又ハ禁治産者ノ
法律上ノ抵當ニ因テ擔保セラレタル債權カ一箇ノ權利名義
ヨリ生セサルトキハ債權ノ原由トシテ請求者ノ申述シタル
事實及ヒ其主張シタル權利ノ金圓ニ於ケル評價ノ要旨ヲ明
細書ニ指示スヘシ

(修正案) 左ノ如ク改ム

婦未成年者又ハ禁治産者ノ法律上ノ抵當ニ因リ擔保シタル債
權カ不當ノ利得又ハ不正ノ損害ノ如キ事實ヨリ生セシトキハ
其事實ノ要旨及ヒ權利ノ評價ヲ明細書ニ指示スヘシ

(村田) 前ノテハ略トモ分ラン

(清岡) 不正ノ損害丈テ宜シイカ賠償ハイランカ

(栗塚) 即チ賠償ヲ取ル債權テアリマス債權ハ斯ウ云フ事實カラ

（出タトキハテアリマス）

（清岡） 不正ノ損害ノ如キテハ足ランカト思フカ

（南部） 何所カ足ランカ

（清岡） 不正ノ損害ノ如キテハナイ不正ノ損害ヨリ賠償ノ如キ事
實タネ

（南部） 事實ハ不正ノ利得損害ノヨウナ事實ト云フノチス即チ一
方カラ云フト賠償ニナルノチス

（大尾崎） 不當ノ利益ト云フコトハ波多ニハアリマスマイ

（委員長） 盜賊物ヲ賣タトカ云フノタネ

（南部） 不當ノ利益ト云フハ契約編ノ所ニアリマス

（大尾崎） 何ウ去フ所ニアリマスカ後見者ノ自分ノ財産ヲ少ク配
入シタトキ損害ヲ掛ケルヨウナコトカアリマスカ

（松岡） 無茶苦茶ニ自分カ作タラ不當ノ利得チス

（村田） 自分ニ權利モナイニ利スレハ不當ノ利得チス

（元尾崎） 不當ニ使テ仕舞テ幼年者ノ圖ノニナル其抵當タソレカ
ラ其事實チ詳カニ書テ置ケト云フノタネ

（栗塚） 左様チス不當ノ利得即チ准契約トアル何人チ問ハス正當
ノ原由ナクシテ他人ノ財産チ得ル者ハチス

（松岡） 之ハ明修正タ

（元尾崎） 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百廿八條朗讀ス

第千二百廿八條 若シ債權者ノ本住所カ記入チ爲ス役所ノ
管轄地内ニ在ラサルトキハ記入シタル抵當ニ關シテ其債
權者ニ爲スヘキ通知ノ爲メ記入ニ於テ其債權者ノ爲メ特
別住所ノ選定チ爲スコトヲ要ス

其住所ハ右ニ同シキ場所ト公示トノ條件ヲ以テ何時ニテ
モ之ヲ變更スルコトヲ得（第二千四百四十八條第一號、第
二千百五十二條）

（修正案） 左ノ如ク改ム

第一項 債權者カ記入ヲ爲ス登記所ノ管轄地内ニ住所ヲ有セ
サルトキハ其抵當ニ關シテ自己ノ受ク可キ通知ノ爲メ假住所
ヲ選定シ其記入ヲ求ムルコトヲ要ス

第二項 其假住所ハ右ノ條件ニ從ヒ何時ニテモ之ヲ變更スル
コトヲ得

（松岡） 一自己ノ受ク可キハトウ云フ必要カアリマスカ

（栗塚） 自己ノハ要リマセンホ公賣スルトカ何トカ云フヨウナコ
トヲ通知シナケレハナランカラ假住所テス

（松岡） 現行モ質ニ取タ人ハ代人カナケレハナランカ抵當ニハ無

（栗塚） 登記所カラ云フト便利テス

（松岡） 競賣ノ時分ヨリハ無イ

（村田） 千二百三十八條ノ場所ノ爲メニ云フノタネ

（元尾崎） 此間モ論カアツタカ之ハ斷イネ

（松岡） 之ニナルト要用ハアリマスマイ

（元尾崎） 登記役所カ管轄区内ト云フト麻布ノ區ニ居ルト麹町區
ノモノハ質ニ取ルコトハ往カンネ

（松岡） 登記ノ管轄カ狭クナルノタネ

（栗塚） 左様テス

（元尾崎） 所在地ナラ宜シイカ、金貸チシテ居ル者ハ諸方ニ假住
所ヲ置カナケレハナラン

（栗塚） 私ハ大阪ノ者ダスガ東京テ抵當ニ取テ居ルカ麹町ノ某へ

御知ラセ下サイト云フノテス

(元尾崎) 深川ノ者カ藤町ニ抵當チ取ルソコニ假住所チ定メ又品川チ抵當ニ取ルト其所ニモ亦假住所チ定メルハ大變テス、本人ノ勝手ニ任カシテ宜シイ

(栗塚) 登記所カラノ都合テス、假住所ト云フト家チモ借リテ置カナケレハナラン乎、ソウテハナイト思フ

(松岡) トウ云フ必要用カアリマスカ抵當ノコトニ付テ、ソウ登記所カラ郵便チ出ス用力大變アルモノテナイ

(北島) 登記所ニ簡便ノ法ヲ人民ニハ不簡便ナ法ダ

(元尾崎) ナンテソソナ持テ廻ハツタコトチスルカ

(村田) 争ヒカアルカラタネ

(栗塚) 假住所チ置クノハ不便ト云フノハ分リマセン双方ノ便利チシヨウ登記所カラ通知スヘキ事柄ノアツタトキニテスネ

(松岡) トウ云フ事柄カアルカ抵當ノ上ニ登記所カラ通知スルハ何ンナコトカアルカ

(栗塚) 公賣ニ掛ルトカ云フトキ假住所ハ其所ニ居ルモノト看做スノテスカラ

(松岡) 公賣ニナルトキハ無論充分猶與カアリマス

(栗塚) 土地チ抵當ニ取タラ取主ハ土地ニ居ルモノト看做スハ便利チス

(松岡) 余計ナコトタ

(北島) 杞憂モ亦甚タシイ

(南部) 私ハ其配入ノ終ルマテハ居テ賣ハンテハ困ル

(村田) 配入中ノコトチスネ今日往テ直ク出来レハタカ此仕組チハ三四日係リマスカラ其爲ノタ

(元尾崎) 爾ル論ニ同意致シマス

(村田) 困リマス

(南部) 受付ハシタカ登記セント所カ調ヘタラ不都合タカラ拒絕
シナケレハナラント云フ場合ニ本人ヲ呼フニ居ラント本人ノ所マ
テ郵便ヲ出サナケレハナランコトカ幾ラモアリマスカラ困リマス
(北島) 居ラナカツタラトウスルカ

(栗塚) 居ランニハ向フノ損ニナルカラ即チ債權者ノ損ニナルノ
テタカラシテ土地ニ假住所ヲ定メテ置ケト云フノテスソレチヤラ
ン人ハ管内ニ抵當ヲ取タ人ハ損ニナルト云フノテス

(南部) ソレモ記入ノ終ルマテテス

(栗塚) 大阪ノ人カ東京ヘ來テ栗塚ノ抵當ヲ取タラ大阪マテヤル
ト云フ論テスカ

(北島) 左様

(栗塚) 東京ニ假住所ヲ置カスト宜シイカ

(北島) 左様

(西) 假住所ヲ定メルハ六ヶ敷コトハナイ

(栗塚) 何所其所ヘ手紙ヲ出シテ下サレヨト云フノテス

(松岡) 假住所ノコトハナクトモ差支ナイ之ハ圖リマシヨウ

(元尾崎) 圖ル可シ

(南部) 登記所ノ爲メニハ便利テスネ

(元尾崎) 何便利ナモノテスカ

(栗塚) 假住所ト云フト假小屋ヲモ建ナケレハナランカト云フ御
考ヘカアルカハ知レマセンカソレテハナイ只宿所ヲ届ケル丈チア
リマス

(清岡) 假住所ヲ始末カ出來ルト云フナラ宜シイカ矢張本人ノ所
ヘ來ルノタカラネ其所ヲ出來ル法律ナラ宜シイカソウテナイカラ
之ハ要ラヌ

(南部) 訴訟ノ假住所テス

(委員長) 通知ノ爲ノト云フハ要用タロウト思フ自分カ要用ト思ハヌニハ構ハヌノタロウ

(松岡) 當人カ否ト思テモサセルノテス

(委員長) 通知ノ必要ト思ハヌトキハ宜シイノテシヨウ

(元尾崎) ソレナレハ書テ置クニハ及ハヌ

(委員長) 孰レ土地カ家屋カ在ルニ相違ナイ其所ニ人カ居ラヌテハ必要カナイカ支配人トカ何トカ云フ者カ居ナクテハナランカラ

ホ

(松岡) 權利者カ取捨スルコトカ出来ルナラ宜シイカ向ウカ是非サセルト云フノテアリマスカラソレテ良ウナイノテ抵當ニ取タ人カ今迄決ノ必要ヲ聞タコトハアリマセン

(委員長) 裁判所ノ爲ノニモ良シイ之カアルト仕事モ速ク運フカ

若シ喚出シテモ出ント爲ノニ待タナケレハナランカラネ

(大尾崎) 矢張本人ノ所へ通知シナケレハナランカラネ

(委員長) 場合ニ依レハ通知限リノモノモアルカラネ

(南部) 登記ヲ終ルマテトシテ宜シイ

(松岡) 終ルマテノコトハ調ヘンテモ宜シイ

(委員長) 調ヘンテモ終ルマテ届ルニハ相違ナイ

(南部) ソウテアリマセン向ウカラ請求シテ來タトキモ時々ハ例ルコトカアリマス其トキ届ラント困リマス

(委員長) ソレハ書テ置ハナケレハナランカラ届ルニハ相違ナイ登記シテ済マヌナラ置ク必要ハナイ

(元尾崎) 之ハ調ル可シ

(松岡) 勿論

(清岡) 必要ナケレハ調テモ宜シイ

(委員長) 某マテ通知ト云フハ良シイ

(横村) 假住所ヲシテ置クト假住所ヲ若シ呼出シタトキハ言テヤツテモ矢張本人ノ住所ヘ言テヤレハト云フノタネ處カ假住所ノ方ナラ本住所ニ居ルカ又ハ外ノ處ニ居テカ分ルノテ言ウ御座イマシヨウカ假住所ヲナイ眞住所ヘ言テヤツテモ居ラント云フコトカ御座イマシヨウ

(村田) 自分ノ管轄外ヘ及スト云フコトハナイコトテアリマスソレカ爲ノニ之カアルノテ無暗ニ關ルコトハ出來マセン之ヲ關テハ管轄ヲ設ケタ甲斐カナイ

(清岡) 假令ハ東京テ假住所ヲオ前ニ頼ムト宜シイト言テ受合テ其者カ抵當ヲ托スルト何ウスルカ

(松岡) ソレハ又願ケテクルタロウ

(栗塚) 通知カラ何日目ト云フコトカ生スルノハ本住所ヘ言テヤ

ラシテモ假住所ヘ言テ何日ニトウ云フ權利義務カ定マルト云フコトカ分ルノテ假住所ヘ言テヤツテ本住所ヘ行カナケレハナラント云フノテハ甲斐カナイノテアリマス

(元尾崎) 多數テ定メテ買ヒタイ

(大尾崎) 困タモノタネ

(委員長) 裁判所ノコトヲモ考ヘナイト人ヲ年中彼地是地ヘヤツテハ往カンカラネ

(松岡) 裁判所テハ無イ

(栗塚) 裁判所テアリマス管内ニ抵當ヲ取タラ即チ管内ニ居ルト看做シテ係ルノテアリマス

(委員長) 便宜ニシテ置カント長崎ノ者カ東京ノ者ノ言テ取ルコトモアル又東京ノ者カ函館ノ者ノテ取ルコトモアルカラネ

(栗塚) 此管内ニ居ルカ居ランカト云フトキ假住所ヲ處分スルカ

宜シイ居ル人ト看做シテ係ルノテ私ハ何處其處ニ居リマスカラ御
知ラセ下サイト云フノテス

(北島) 登記所ヲ知テ居ルタロウ

(栗塚) 知テ居ラナケレハナランノテス

(委員長) 私ノ想像スルニハ全体治安裁判所ヲ總テ管内ノ人間モ
物モ管理スルト云フカ本則テアルカラ物品カ在レハ矢張權利義務
ヲ持ツカラ其物品ノ爲ノニ裁判所ハ直ニ通知シナケレハナランコ
トテハ治安裁判所ノ權限ト云フモノカ錯雜シテ來テ基礎カ立タヌ
ヨウニナルカラシテ管内ニ物カ在レハ物ハ權利義務ヲ負フカラシ
テ權利義務カ欲クハ支配スル人間カ居ラナケレハナラント云フ原
則カラ來ルト思フ若シ之ヲ幅チ廣ケテ裁判所ヲ通知シテ貰ヒサヘ
スレハ良イト云ヘハ小サイ治安裁判所テ一二人ノ人間シカ居ラン
ニ全國ニ通知シナケレハナランヨウナコトカアロウ

(松岡) ソレハアリマセン假住所テモ一軒ニ居レト云フノテハア
リマセン

(委員長) ケレトモ他管ノ者ヲ喚出スコトカアロウ自分ノ管内ニ
土地トカ物トカ云フ物カ權利義務カアレハソレニ他ノ者ヲ引張テ
來テ物ヲ首ハセナケレハナランコトハナイ

(元尾崎) 土地ニ關係アル者ヲ呼出スノテアリマスカラ理窟ハ差
支ナイ

(委員長) 土地カ呼出スナラ格別タカ裁判所ハ土地へ通知スレハ
宜シイノテス

(松岡) 現今ノ抵當モ假住所カ無クモ差支ナイ成ハ理窟カアルカ
ハ知レンカ法律カ理窟ノ爲ノニ無敵ノ人ニ余計ナ手數チ係ケル結
果カアロウ

(栗塚) ソレハ却テ煩雜チナカロウト思ヒマス

(委員長) 民法ノ如キモノヲ作レハ利益ハカリテハナイ一方ニハ必ラス煩雜モアロウカ煩雜ナラ悉ク削除スルト云テハ法律ハ立ラレナイ

(松岡) 利益アルノナレハ宜シイ之ハ不利益チアリマス

(委員長) 極カラシテ決シテソウテハアリマセン

(松岡) 假住所カ抵當チ取ル人ニ何ノ利益カアリマスカ

(委員長) 假住所チ定ノルカラ管轄内ニ輸入ルカラ其財産ハ保護セラル、タロウ

(松岡) 假住所カアル爲ノニ保護セラル、利カアル管ハアリマセン

(委員長) 土地ハ何カ管轄シテ居ルカ登記所カ管轄シテ居ル登記所ノ支配チ受ケルカラ假住所カナケレハナラン權利義務ハ完全ノモノチアルヨウニシヨウト思ヘハ是非假住所カナケレハナラン

(松岡) 何故管理カ

(委員長) 裁判所ハ他管チ管轄シテハ居ラン自分ノ管内ノ者チアルカラシテ財産モ自分チ物チ云ヘルヨウ支配シテ居ナケレハナラント云フカラ假住所チ置カナケレハナラント云フ譯ニナルノチソウセンニハ裁判ノ管轄ト云フモノハ少モ効カナイ勝手次第ニナツテ仕舞財産ハ財産チ管理シ人ハ人チ管理シナケレハナラン

(松岡) 人民ノ利益ニハナリマセン

(委員長) 京橋區ニ家チ持テ之チ抵當ニスルト家ハソレ丈ケノ權利義務チ持テ居ルカラネ

(松岡) 家ハ家主債務者カ義務チシテ居ルノチ賣トハ違フノチス

(委員長) ソレハ知テ居ル債務者カ抵當ハ義務チ負フテ居ルソコサニ義務チ負フタ者チ抵當ニサレテ債權者カ取テ居ルカラ若シ之カ抵當ト云フ物ノ權利チ執行スルニ至テハ向ウノ義務チ持テ居ル

モノ、取主カ引受ケナケレハナラント云フコトニナル

(松岡) ソレハ御座イマセン

(委員長) 抵當カ流レルトカ何トカ云フト其權力ニ依テ債務カ債權者ニ移テ來ル

(松岡) 債權者ニ移テハ來マセン

(委員長) 移テ來ル筈デス

(松岡) 公賣シテ落札シタトキハ債權者ノ管理ハセン

(委員長) ソレ丈ノ家ノ義務カ若シ公賣成分ノ上テ的賣シタトカ抵當其爲ノ要用タロウ

(松岡) 抵當ハ金丈ノ抵當デスカラ

(委員長) 債權者確カノル爲メノ抵當タロウ即チ權利者確カノルノタロウ

(松岡) 權利者確カノル爲メノ抵當タカラ

(委員長) 引受ケレハ移ルモノテ全体其土地ニ在ル所ノモノチ人カラ先取權マテ持テ押ヘヨウトスルハ何カ債權カアルカラソレチ確カノル爲メニ抵當ニ取テ居ル者チソレ丈ノ權利者施行シヨウト思ヘハ登記所ノ管轄内ニ假住所チ定メ置イテ裁判所ノ命チ聽カセルヨウニシタイ何所ヘ行テ居ロウトモ治安裁判所カラ居ル所ニ通知スルト云テハ大變デス

(南部) 人民ノ不便ト云フ説モアルカラ起業者ニ言テヤツテハ何ウカ

(委員長) 私ハコンナ事ハ起業者モ困ルト思フ

(栗塚) 此等ハ便利チ登記所ノ便利ノミナラスチアリマス

(南部) 實際ノ便利ハ明カチアリマス

(元尾崎) 假住所チ置カナケレハナランコトハ不便デス

(栗塚) 大概大キナ宿屋カ成ハ公證人カチシヨウ

(松岡) 必ラス宿屋へ行テ人ニ依頼シナケレハナランコトハ困タモノテス

(元尾崎) 今日ノ書入レト云フノハ即チ抵當テアリマス又遠方テモ其地面チ抵當ニ取テ届テモ決シテ差支ナイ

(委員長) 差支ナイ迄講究スレハ宜シイカ私ハトウモ之カナイト不便タロウト思フ

(松岡) 充分講究シテ届リマス

(委員長) 戸長役場へ行ク人モアルシ往カン人モアルノテ

(元尾崎) 今ノ抵當ト變リマセンカラネ

(栗塚) 悉ラクハ何所モコウナツテ届ルノテハナイカ

(村田) 何處モ斯ウテス

(西) 假住所チ其所ニ定ノルハ大々ケ敷コトハナイ

(元尾崎) 是非シナケレハナラント拘束スルハ良シクナイ

(西) 人民ハ何レ程不便利ニ至ルカ決ノ拘束テハナイ便利ハアルカ拘束ハ無イト思フソウシテ裁判所ノ方カラ見ルト余程便利ノコトチアリマス

(栗塚) 私カ北海道ノ地面チ抵當ニ取タ其トキ北海道ノ人ニ對テ云フニ某ノ所ニ御通知下サレハ私ノ所へ参リマス云フスルト北海道ノ登記役所ノ人ハ何所ノ何番地ニ栗塚カ届ルモノト看做スノテ請リ栗塚ノ籍ハ東京ニアルカ越前ニアルカ知レンカ北海道ノ登記役所チハ北海道ニ届ルモノト看ルノチアリマス

(松岡) 假住所カアツタラ栗塚ノ本人ハ何所ニ届ロウトモ若シ公賣スルヨウナ事カアルカ間違ヒカアルト假住所へ往テ出來ルト云テ實際ハ何所ニ往テ届ルカラ出ラレナイ

(栗塚) ソレハ出ナイトキハ斷リチ出ストカ云フ私カ佛蘭西へ往テ届タ時分日本ニハ何ウシテ假イタカ假住所チ定ノテ届ル

(松岡) 假住所ヲハナイ代理人カナケレハナラン

(栗塚) ナケレハ私ハ權利ヲ失フカラ

(元尾崎) 置イテナイテモ構ハヌノテ財産カ在テ必要トスルトキハ置カナケレハナラン

(北島) 私ハ假住所ハ籍屋チシヨウト照テ居ル登記所カラ建スル栗塚ノ往先ハ分ランカラ其事ノ通知シニ來タ處カ栗塚へ通知致マスカラ御猶與テ願ヒマストシテ通知スルホ、デ未タ向ウカラ返辭カ來ナイト權利カ無クナルカ

(栗塚) 失フカモ知レマセン本住所ノアツタトキハ何ウカ相當ノ期間ヲ與フルノチス恰モ本住所ト同シテス

(元尾崎) 若シ里數トカ何トカアツテ日間カ係レハ里數ヲ極ノテアルタロウ

(栗塚) 其所ニ居ラント假住所ニ居ランモ同シ結果チアリマス

(元尾崎) 本住所ニ居ルヘキニ居ランノタカラ前ノ期限チ外ス以上ハ仕方カナイ

(栗塚) 本住所ニ居ルヘキテスカ居所カ多ヒカモ知レン

(南部) 註ニハ欄外記入ノコトニ關シテ記入ノ制限スルトカ云フ權利ニ關シテハ本住所ニ通知シ又只不動産チ賣ルトキトカ云フト通知丈ケニ依テ假住所ト云フコトカアリマス

(委員長) 私ハ假住所チ總テヤルト思フ

(元尾崎) 本合意チヤルカラ金ク財産ノ無イ人ナラ第三者ノ不幸チシヨウ

(委員長) 余程實際ノ得失ニ關係スルカラ今多數チ決スルト刪除説カ多ヒヨウタカラ必ラス刪除ニナルカモ知レン實際ニ就テ便否カ違フカラ又抵當チ取テ居ル人ト其他第三者置主ト云フ者ノ間ニ利害又裁判所ノ手數等モアリマスカラ之ハ治安裁判所一二ノ意見

ヲ問テヤルトカ或ハ此連中ノ内カラ治安裁判所ヘ往テ調ヘルトカ
シテハ如何

(栗原) 治安裁判所管内ヲ定ノルカ良シイカ否抵當ヲ登記スルモ
ノ、アツタトキ管内ニ假住所ヲ定ノナケレハナランカ定ノタラト
ウカ登記所ノ方カ能ク分リマシヨウ

(松岡) 多數テハアルケレトモ區裁判所ノ意見ヲ聞イテ見ヨウ
(委員長) 松岡康毅一人ノ説ハ格別總會ノ説トハ見ナイ即チ多數
トハ見ナイ

(松岡) ソレハ私ノ考ヘテアリマス
(渡) 之ハ受置ニシテ先ヘヤリマシヨウ

(委員長) 斯ウ云フコトヲ始終茲テ論ヲ立テ實テハ困ル佛蘭西モ
コウナツテ届ル又今迄ノ登記ヲ調ヘテ見テモ意味丈ハ一管内ニス
ルヨウナ仕掛ケタカラ私一已テハ之ハ良イト思フカ併シ起草者ノ

意ニ反シテ調ルト云フナレハ鄭重ニシテ調タカ宜シイ

(元尾崎) 其位ヒニシテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ治安裁判所ヘ問合ノ上再議ノコトニ決シ未定

第一千二百廿九條朗讀ス

第一千二百廿九條 保管人ハ上ニ指定シタル書類ヲ受取リタル
時請求者ノ面前ニテ切取帳簿ヨリ切離シタル受取證ヲ其請
求者ニ付與ス但其受取證ニハ第一千二百五十三條ノ適用ヲ保
スル爲メ同日ノ受取番號ト共ニ其受取ノ日ヲ記載スヘキモ
ノトス

(修正案) 一請求者ノ面前ニテ「一請求者ニ其面前ニテ」
ト改ノ一切取帳簿「一受取證」ト改ノ「其請求者ニ」ノ五
字ヲ削リ「記載スヘキモノトス」チ「記載ス可シ」ト改ム

(松岡) 之ハ登記ノ規則ノ方ヘ議ヲ置キタイト思ヒマス如何ニモ

効ノナイコトヲ民法ニ規定スルヨウナモノテハナイソレカラ今ノ登記法モ亦多少動クコトモアロウシ詰リ如何ニモ細イコトヲ登記ノ規則ヲ適當ノモノト思ヒマス

(村田) ソウ見テハ懸イノタロウ手續ハカリテハナイ

(元尾崎) 宜カロウ

(栗塚) 細カイヨウテ三箇ノ候補ノコトヲ云フノテス

(清岡) 之ハ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百三十條朗讀ス

第一千二百三十條 若シ請求者カ原債權者ノ相續人又ハ繼承人トシテ請求スルトキハ其原債權者ノミノ名ヲ以テ或ハ自己ト原債權者トノ連名ヲ以テ記入ヲ爲スコトヲ得

若シ債權者ノ代理人又ハ事務管理人ヨリ記入ヲ求ムルトキ

ハ委任者ノ名及ヒ分限ト共ニ其代理人又ハ事務管理人ノ名及ヒ分限ヲ特別ニ記載スヘシ

(修正案) 第一項一若シ請求者カレノ六字ヲ削リ一トシテ請求スルトキレノ八字ヲ削リ一記入ヲ爲スレチ一記入ヲ求ムルト改ム

第二項 左ノ如ク改ム

若シ債權者ノ代理人又ハ事務管理人ヨリ記入ヲ求ムルトキハ其代理人又ハ事務管理人ノ名及ヒ分限ヲ本人ノ名及ヒ分限ト共ニ特別ニ記載スヘシ

(元尾崎) 原債權者文テモ出來ルト云フノカ

(栗塚) 誰某ノ相續人ヲ御座ルト云テモ宜シイ

(元尾崎) 誰渡々者ノ名文テ記入カ出來ルノテスネ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 分限ト云フノハ何ウ云フコトテスカ

(栗塚) 身分資格ト云フノテス債權者ト云フ分限カ成ハ相續人ト云フ分限カ成ハ代理人ト云フ分限カト云フノテアリマス

(元尾崎) 今迄云フ舊族平民トカ云フ分限テハナイネ

(栗塚) 左様テス

(松岡) 特別トハ何ウ云フコトカ

(村田) 登記ニ審テ置カナケレハナラント云フノタロウ

(栗塚) 左様テス

(北島) 特別ト云フ字ハ要ラヌ

(村田) 特ニト云フノテス

(北島) 委ハシタト云フノテスネ

(栗塚) 左様委ハシタト云フノテス明記ス可シテスネ之ハ記載スヘシトシテハ如何

(横村) 記載スヘシテ論ハアルマイ

(元尾崎) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ末項一特別ニシテ關リ其他報告委員ノ修正ニ決ス
第千二百三十一條朗讀ス

第千二百三十一條 若シ債務者カ死亡シタルトキハ記入ハ記入者ノ選擇ニ因リ其債務者ニ對シ又ハ相合シテ其總テノ相續人ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得(第千二百四十九條)

負擔アル不動産カ相續ノ派分ニ因テ相續人中一人ノ配當部
分ニ限シタル場合ニ於テハ其相續人ノミニ對シ記入ヲ爲スコトヲ得

若シ第三者ノ債務ノ爲ノニ抵當ヲ設定シタルトキハ設定者
ニ對シテ記入ヲ爲スモノトス

(修正案) 第一項「若シ」ノ二字ヲ刪リ「記入者」ヲ一語求

著ト改ム

第二項 派分ニ因テ以下左ノ如ク改ム

派分ニ因リ一人ノ相續人ニ假シタル場合ニ於テハ其一人ノミ
ニ對シ記入ヲ爲ス可シ

第三項 左ノ如ク改ム

若シ第三者カ抵當ヲ供シタルトキハ其第三者ニ對シ記入ヲ爲
スモノトス

(元尾崎) 一其債務者ハ死亡人テスカ

(栗塚) 左様テス

(南部) 債務者ノ死タコトヲ知ラヌ場合モアロウ又債務者ノ相續
人ノ名前モ知レヌコトモアリマシヨウソレハ種々アリマス相續人
ノ名前モ知レヌトキハ仕方カナイ

(松岡) 殘ラス云ハヌテ届テモ死亡者ニ對シテ記入カ出來ルタロ

ウ

(南部) ソウ云フ場合モアルカラ何方等テモ出來ルト云フノテス

(栗塚) 記入丈ノ證據カアリマスノテス

(元尾崎) 三項ハ要ラヌ

(南部) 第三者カ抵當ヲ出シタトキ第三者ニ對シテ記入スルソヨ
ト云フ意味テス

(元尾崎) 本人債務者カ死亡シタトキタロウ

(南部) ソレハ違フ

(栗塚) 三項ハ全ク別テス

(南部) 死タ人ト別ノ人テス相續人タカラネソコカラ來タノテア
リマス

(松岡) 債務者カ死タトキハ何ウ云フ名テ記入カ出來ルカ

(栗塚) 三項ハ縁ノ無イ人ヲ指シタノテ縁ノ無イ人カラ考ヘテ立

テ件クト分ルノテス

(元尾崎) 相續人ハ縁カアルカラ相續スルノタロウ死亡シタトキモ却テ三番目ノ死亡ニ關係ノ無イ別ノコトヲ云フト分ランネ

(委員長) 死タ者ト見ハセンカ

(栗塚) ソレハ見ハセンテシヨウ

(元尾崎) 遺縁ニシタラ良シイ初ノニ之チ出シテ後へ債務者カ死亡シタトキハトマルト良シイ

(南部) 若シト云フ字チ刪タラ良シイテシヨウ

(元尾崎) 第三者カト冒頭ニ出セハ良シイ

(栗塚) ソレテモ宜シイ

(樫村) ソレテモ分ル

(南部) 第三者カ抵當チ供シタトキ債務者カ死タト見ヘル

(元尾崎) ソンナニ見懸ク見ナクテモ宜シイ

(委員長) 若シカアルカラ尙ホソウ思フノタネ

(栗塚) 若シハ刪リマシヨウ

(南部) 若シ丈チ刪リマシタカ如何

(元尾崎) 債權者ノ選擇ニ因リトシテモ宜シイ

(栗塚) ソレテモ宜シイ記入チ求メル債權者トヤリマシヨウカ

(委員長) 債務者チ良シイタロウ

(栗塚) 死亡シタルトキハ債權者ニ從フニ因リ債權者トヤツテモ

同シテアリマス

(委員長) 債權者トヤルカ

(北島) 其方カ宜シイ

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項一記入ハ記入者ノ「チ」一記入ハ債權者トシ末項一若シ「チ」刪リ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百三十二條明瞭ス

第一千二百三十二條 保管人カ記入帳簿ニ明細書ノ包有事項ヲ記載シタルトキハ其各明細書ニ記入ノ在ル帳簿ノ冊數及ヒ葉數ト請取帳簿ノ順序ノ番號トヲ指示シテ記入ノ所爲、場所及ヒ日附ヲ證明シタル上、二箇ノ明細書ノ各葉ニ同一ノ割印ヲ押捺ス

明細書ノ一通ハ抵當ノ證明書ト共ニ之ヲ請求者ニ之ヲ還付シ他ノ一通ハ保管人自己ノ擔保ノ爲メ之ヲ保存ス

此ノ如クニ檢査割印シ及ヒ毎年併合シタル明細書ハ記入ノ正本ヲ成シ又一箇ノ帳簿ニ其記入ノ見出ノミヲ配スヘキコトハ規則ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

(修正案) 第一項 一記入帳簿レチ一記入簿レト改メ一包有事項レチ一箇條レト改メ一帳簿ノ冊數レチ一簿冊レト改メ一

第五十六、三十三

民権十六ノ三八

請取帳簿レチ一受取簿レト改メ一二箇レチ一二通レト改ム

第二項 一請求者ニレノ下一之チレノ二字ヲ刪ル

第三項 左ノ如ク改ム

右保存シタル明細書ヲ毎年併合シテ記入ノ正本ト成スコト及ヒ其記入ノ見出簿ヲ作ルコトハ規則ヲ以テ之ヲ定ム

(元尾崎) 自己ノ擔保ト云フハ如何

(栗塚) 自分テ間違ツタ斯ウ云フコトタト云フノテス登記係リカ

保存トシテモ宜シイ

(元尾崎) 其方カ良シイ

(大尾崎) 其レカ良シイ

(元尾崎) 登記記入ノ方法ハ別ノ規則ヲ以テ之ヲ定ムテ宜シイ

(栗塚) 併シ右保存爲シタル明細書ハ記入ノ正本ト爲スコト丈ハ云テ置キタイ

(元尾崎) 右保存シタル明細書ハ保存ノ方法ハ別ノ規則ヲ以テ之
ヲ定ムカ

(渡) ソレテモ宜シイ

(栗塚) 此所マテ我慢ナスツタノタカラ何ウカ御措キナスツテ

(北島) 宜カロウ

(松岡) 登記規則ヲ以テ定ノル杯ハ要ラヌネ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時正午十二時

于時午后一時開會

(委員長) ヤリマシヨウ

第一千二百三十三條明細ス

第一千二百三十三條 第三者ニ於テ記入ノ不完全ナルカ爲ノ其
知ルコトニ利益ヲ有セシ抵當ノ或ル要點ヲ知り得サリシヨ

リ生シタル損害ヲ證明スルトキハ其第三者ノ請求ニ因リ明
細書ニ於ケル前規定ノ記載ニ遺脱、不十分又ハ不精確ノ虞
アルカ爲ノ記入ノ無効ヲ宣告スルコトヲ得

(修正案) 左ノ如ク改ム

前ニ規定セル明細書ノ箇條ノ遺脱、不足又ハ不精確ニ因リ不
完全ナル記入ノ爲ノ第三者カ抵當ノ或ル要點ヲ知り得サリシ
ヨリ生シタル損害ヲ證明スルトキハ其請求ニ因リ記入ノ無効
ヲ宣告スルコトヲ得

(清岡) 請求ニ因ル明細カ

(南部) 請求ニ因リ記入ノ無効ヲ宣告スルコトヲ得テス

(北島) ハツキリシテ來マシタ

(清岡) 之ハ宜シイ

(榎村) 之ハ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百三十四條朗讀ス

第千二百三十四條 法律上、合意上又ハ遺囑上ノ抵當ノ記入ハ三十年其効力ヲ保存スルノミニシテ此期間后ニ於テハ債權ノ時効力中斷セラレ又ハ停止セラレタルトキト雖モ其記入ノ効力ヲ失フ

右ノ期間ハ無能力者ニ對シテ進行ス但其代人ニ對スル求償ヲ妨ケス

然レトモ三十年ノ期間満了前ニ記入ヲ更新シテ前記入ノ日附ヲ精確ニ記載シタルトキハ其記入ハ抵當ニ前記入ト同一ノ日附ヲ以テ其順位ヲ保存セシム

記入ノ効力ヲ失ヒシ後ノ更新ハ通常ノ記入ニ等シク其更新ノ日附ニ於テノミ効力ヲ生ス(舊民第二千五百五十四條、

民權十六ノ四〇

伊民第二千一條

(修正案) 第一項 一三十年ヨリ於テハ」迄ヲ左ノ如ク改ム
一三十年間其効力ヲ有ス三十年后ハ」

第二項 一右ノ期間」チ一右抵當ノ時効」ト改ノ一對シテ進行ス」チ一對シ停止セス」ト改ム

第三項 更新以下ヲ左ノ如ク改ム

更新シ舊記入ノ日附ヲ精確ニ記載シタルトキハ舊記入ト同一ノ日附ニ於ケル順位ヲ抵當ニ保存セシム

第四項 一通常ノ」チ一新」ト改ム

(渡) 満了前ニ記入ヲ更新シカ

(栗塚) 左様テス

(清岡) 前記入ト同一ノ日付ニ於ケル順位ヲ抵當ニ保存セシムト云フハ如何

(栗塚) 先ニ書換ヘタニモセヨ昔シノ抵當ニナツタ記入シタ日付ノ順テ位ヒテ定ノルト云フノテス

(清岡) 三十年トカ云フカ更新シテ五十年トナツテ届ルノハ

(栗塚) ソレハ往カンノテス

(渡) 之ハ宜シイ

(樺村) 之ハ宜シイ

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百三十五條朗讀ス

第一千二百三十五條 三十年ノ期間内ニ於ケル記入ノ更新ハ原記入時ニ起リタル債務者ノ破産、無資力又ハ死亡ニ拘ハラズ之ヲ許ス然レトモ右ノ事故ハ第一千二百廿條ニ記載シタル如ク既ニ効力ヲ失ヒタル記入ノ更新ヲ妨ク

(修正案) 「原記入」ヲ「舊記入」ト改ノ「許ス」ヲ「爲ス

コトヲ得」ト改ノ然レトモ以下刪除ス

(渡) 然レトモ以下ハ刪除テスカ

(栗塚) 處カ起案者ニ申タ處カ千二百廿條ニ記載シタルコトハ刪テ異存ハナイカ然レトモ以下ハ置イテ吳ンカ何セナレハ事柄力違フカラト云フ話テスカ

(渡) 要リマスカネ

(栗塚) 已ニ効力ヲ失ツテ仕舞タモノタカラ仕方カナイ

(委員長) 「ボアソナード」カ云フノカ

(栗塚) 「ボアソナード」ハアレテ云フノテ畢竟記入ノ更新ハ死亡ニ拘ハラヌ出來ルト云フカ出來ヌモノカアル効力ヲ失ツテ届ルノタト記入カ出來ヌト併シ此方カラ云フノハ効力ヲ失タ記入テハ生カシヨウカ無イテハナイカト云々處カ原文テハ然レトモ右ノ事

故ハ更新ヲ妨ケト云フト其効力チ失フトアリマスカラ未タ宜シイ
カ日本チハ効力チ失フタリト先ヘ出シテ仕舞フ國首舞テハ工合カ
悪イノテス

(渡) 成程横文字デハ其氣味カアリマス日本デハ逆様ニ書イテハ
實ニ分ラン

(南部) 削除シテモ宜カロウ

(委員長) 然レトモ、以下ハ關ルカ

(渡) 然レトモ、以下ハ殘シテ置カナケレハナラン要用ハ御座イ
マセン刪除シテ宜シイ

(委員長) 然レトモ以下刪除シマシヨウ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百三十六條朗讀ス

第千二百三十六條 保管人ハ前記入ニ關スル正本二冊ノ請求

書チ受取りタル上ニテ記入ノ更新チ爲シ其正本一通ニハ割
印チ附シ及ヒ其更新チ爲シタル旨並ニ其日附チ記シテ之チ
請求者ニ送付ス

(修正案) 一其更新」迄チ左ノ如ク改ム

登記官更ハ舊記入更新ノ請求書ノ正本二冊チ受取りタル上ニ
テ其更新チ爲シ其一通ニハ割印チ押シ及ヒ更新

(元尾崎) 一上ニテ其更新チ爲ス」カ

(栗塚) 一更新チ爲シ其一通ニハ割印チ押シ及ヒ」テアリマス割
印ト云フノハ一タンブル」テアリマス

(渡) 一タンブル」テ割印ト譯シタノテスカ

(栗塚) 左様テス

(渡) 宜シイ

(横村) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百三十七條朗讀ス

第一千二百三十七條 記入ノ費用ハ債權者有債名義ニテ得取シ且反對ノ合意アラサルトキハ債務者及ヒ債權者各其半額ヲ負擔ス

更新ノ費用ハ債權者獨リ之ヲ負擔ス(第一千二百五十五條)

(修正案) 第一項 左ノ如ク改ム

記入ノ費用ハ債權者有債名義ニテ取得シタルトキハ債務者及ヒ債權者各其半額ヲ負擔ス但反對ノ約束アルトキハ此限ニ在ラス

第二項 一獨リレチーノミレト改ム

(委員長) 反對ノ約束ハ債權者カ出スヨリハ解セン

(栗塚) 之ハ記入ノ費用ハ二人ヲ受持ソヨ併シナカラ債權者支持

附録十六ノ四二

民権十六ノ四三

トカ債務者支持トカ云フノテス

(委員長) 更新ノ費用ハ債權者一人負擔スルト云フコトカ定マツテ用ルトキ債權者カヤルトキタネ其意味カ見ヘヌネ

(栗塚) 其意味ハ何ウカ知ラン約束テトウカスルノテアリマスカラ半額負擔スルト云フカ又ハ四分一トスルカテス

(南部) 末項モソウテス

(委員長) 一ボアソナードノ元トノ案ニハ更新ノ費用ハ債權者ニ是非持タセルノタロウカ修正ハソウテハナカロウ

(栗塚) 二項モ同シテアリマス反對ノ合意アラサルトキハト云フノテアリマス

(村田) 反對ノ場合支圖テモ宜シイ之ヲ圖ラント反對ノ合意ハ出來ヌヨウニナル

(南部) 要ラヌノテスネ

(松岡) 合意カラ何テモ出來ルカラ之ハナイ方カ良シイ

(尾崎) 今ハ大概債務者カラ出スネ

(村田) 佛蘭西モソウタロウ

(栗塚) 半分ツツトナツタノテアリマス

(村田) 半分ツツ出スカ宜イカモ知レン

(南部) 更新ノ費用ハ債權者一人之ヲ負擔スト云フノハ要ラヌネ

(栗塚) 更新ニナルト債權者一人ノ利益ト云フノタカラ

(南部) 延期シテ貸ヘハ債務者カ一人ノ利益テス

(栗塚) 報告委員ニ於テハ更新ノ費用丈ハ債權者ニヤラシタイト云フノテス

(南部) 半分々々ハ公平ノ説テス併シ更新ハソウハ性カヌ

(元尾崎) 之モ半分ツツカ宜シイ

(松岡) 原案通りテ宜シイ

(北島) 原案通りテ宜シイ

(村田) 但丈チ割リマシヨウ

(大尾崎) 互ニ半額トシテ宜シイ

(清岡) 喧マシク云ヘハ更新ノ費用ハ知ランソヨト云タラ宜シイ

(元尾崎) 合意ニ任カセルナラ調ハンカ宜シイ

(松岡) 此儘テ性カウ

(委員長) 但書ヲ刪テ宜シイ

(栗塚) 宜シイ

(西) 前ノ一反對モ刪ルカ

(栗塚) 左様テス

(松岡) 債權者ノミト直タカ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 註ニハ妙ナコトカアル更新ノ費用ハ孰レノ場合チ開ハ

ス債務者ノ負擔トアル

(栗塚) 債權者トアルヘキ字ノ間違テアリマス

(元尾崎) 即席料理ヲ困ルホ

(栗塚) 債權者テアリマス

(横村) 往々キマシヨウ

本條ハ但書以下刪除シ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百廿八條朗讀ス

第千二百廿八條 記入ニ關スル事ハ抵當財産所在地ノ裁判所

ニ之ヲ訴ヘ又債權者ニ對スル召喚又ハ告知ハ記入ニ於テ選

擇シタル住所ニ之ヲ爲ス(第二千百五十六條、第二千百五

十九條)

(修正案) 一於テ「レ」ヲ「付キ」ト改メ住所ノ上ニ「假」ノ「一

字ヲ挿入ス

(委員長) 今カタ論シタ彼ノ所ト關連シテ居ルタホ

(栗塚) 左様テス

(委員長) アノ方ト一緒ニシヨウ

(松岡) 區裁判所カホ

(栗塚) 何カ知レマセン佛蘭西テハ始審裁判所テアリマス

(松岡) 構成法ニ明文ハ無イタロウ

(栗塚) 金額ニ依リマスヨリ外ハナイ

(松岡) 區裁判所テ宜サソウナモノテス

(栗塚) 登記帳簿ヲ審査スル訴訟テアリマスカラソウテ御座イマ

シヨウ

(横村) 宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百廿九條朗讀ス

第二款 記入ノ抹殺、減少及ヒ改正

第一千二百卅九條 左ノ場合ニ於テハ記入ヲ抹殺ス

第一 記入ノ關係スル債權カ無効タリ若クハ取消スヘキモノタルトキ又ハ其債權カ全部消滅シタルトキ

第二 記入ヲ爲シタル抵當カ有効ニ設定セラレス及ヒ法律ニ從テ成立セサルトキ(第一千二百六十條)

第三 記入其モノカ第一千二百三十三條ニ依リ取消スヘキモノナルトキ

右ハ總テ第一千二百四十五條ニ記載シタル如ク或ル不動産ニ對スル記入ノ抹殺ヲ訪ケス

(修正案) 第二款 一改正「チ一正誤」ト改ム

第一項 左ノ如ク改ム

記入ノ抹殺ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス

第一 全部ノ上一債權カ」ノ三字ヲ削リ一消滅」ノ上ニ一」ノ一字ヲ挿入ス

第三 一其モノ」ノ三字ヲ削ル

末項 一總テ」ノ二字ヲ削リ一對スル」チ一付テノ」ト改ム

(栗塚) 之ハ改正」トアルハ反譯ノ誤リチ一正誤」トシマシタ」
記入ノ抹殺ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ爲ス」トヤリマシタ

(渡) 之ヲ宜シイ

(松岡) 宜シイ

(元尾崎) 原案カ宜シイ

(北島) 修正ノ方カ宜シイ

(樺村) 第二ノ修正カ宜シイ一及ヒ」ト云フ字ハ一又ハ」トナルカ

(栗塚) 左様テス之ハ一又ハ」反譯ノ間違イテ即チ法律ニ從テ成

立セサルトキハト云フカ宜シイノテス

(松岡) 左様

(清岡) 設定即チ成立カ

(栗塚) 第二記入其モノハ無クナルノテ「不動産ニ付テノ」トナルノテアリマス

(榎村) 宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百四十條朗讀ス

第千二百四十條 記入ノ抹殺ハ債務者又ハ其承継人ノ請求ニ因リ裁判上ニテ之ヲ宣告スルコトヲ要ス但下ニ規定シタル方式ニ於テ債權者ヨリ之ヲ許シタルトキハ此限ニ在ラス(第千二百五十七條)

(修正案) 「承継人」チ「承継人」ト改ノ「裁判上ニテ」ノ

五字ヲ刪ル

(栗塚) 「裁判上」ト云フ字ヲ刪タノト「承継人」チ「承継人」ト再調査テ直タノテアリマス之ハ三島君ノ云フニ「接」ノ字カ良シイソウテス

(松岡) 實ハ承継ト云フハ初ノオカシカツタノテス

(榎村) 此間論カ出タカ何ウ定マツタカ

(北島) 又再調査テスルト云フコトニナツタ此間「接」ト云フノテ甘ンシテ居リハセンカ

(榎村) 先ツ「接」テ置イタノテス

(元尾崎) 「承継人」テ宜シイノタネ「承継」ハオカシイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午後一時四十分閉會ス

民法草案擔保編總序章第八十三回

自第一千二百四十一條
至第一千二百五十七條

民法草案擔保編纂筆記第八十三回 自第一千二百四十一條至第一千二百五十七條

明治廿一年九月廿四日午前八時三十分開會

(委員長) 欠席ス

(樞村) ヤリマシヨウ

第一千二百四十一條朗讀ス

第一千二百四十一條 婚姻シタル婦ノ法律上ノ抵當力或ル不動
 産ニ制限セラレサルトキ又ハ債權力婚姻契約ニ因リ若クハ
 配偶者間ノ特別合意ニ因テ定マリタル金額ニ評價セラレス
 シテ婦ノ未定ノ擔保ニ必要ナルヨリ多クノ不動産ニ對シテ
 配入ヲ爲シ若クハ債權ノ正當ナル評價ヨリ更ニ大ナル金額
 ノ爲ノニ配入ヲ爲シタルトキハ夫又ハ其承継人或ハ不動産
 ニ關シ或ハ評價シタル金額ニ關シ裁判上ニテ右配入ノ減少
 ヲ請求スルコトヲ得(第一千二百四十四條)

修正案 左ノ如ク改ム

婦ノ法律上ノ抵當力其債權ノ擔保ニ必要ナルヨリ多クノ不動
産ニ付キ記入アリ又ハ其債權ノ正當ナル評價ヨリ更ニ大キナ
金額ノ爲ノニ記入アリタルトキハ夫又ハ其承継人ハ不動産又
ハ金額ニ關シ裁判上ニテ右記入ノ減少ヲ請求スルコトヲ得但
抵當力或ル不動産ニ付制限ナキトキ又ハ婚姻契約若クハ配偶
者間ノ特別ノ約束ニ因リ債權額ノ評價ナキトキニ限ル

(栗塚) 之ハ反譯ノ不都合カアルヨウテモ御座イマス併シ意味モ
初ノノ一評價セラレスシテ」此ノ文章ヲ後へ持テ參ル方カ原意ニ
能ク適ヒマス又日本文ヲモ能ク分ルカラ一婦ノ法律上ノ抵當ハ其
債權ノ擔保ニ必要ナルヨリ多ク云々ト致シマス

(松岡) 或ハ註ノ力足りナイノカニツノ原因ノ爲ノニ減少セラル
ルト一ハ擔保ノ爲ノニ必要ナラサル不動産ノ多ヒノ第二ハ至當ノ

價ヒヨリ多ヒト之ハ多ヒ少ヒノコトカ

(栗塚) 擔保ニ必要ナルヨリモ余計ナトアルノテ大層臭ヒト云フ
ソシテニ澤山ノ不動産ニハ及ハヌト云フノテス

(松岡) 元ノ譯ニハ或不動産ニ付制限セラレサルトキト云フト何
ノ不動産ニハト云フヨリモカ

(栗塚) 此土蔵ト定マツテ居ラン只某ノ持テ居ル不動産ト云フ土
蔵或ハ家トカ定テ居ラン定テ居タラ幾許多クトモ仕方カナイ僅カ
五十圓ノ抵當ニ千圓ハカリ係ケタ蔵ヲ入レテモ此蔵トシテアレハ
仕方カナイノテアリマス

(松岡) 意味ヲ押斷ノルトコウ云フヨウニナルカ

(栗塚) ヨリ多クト云フハ余計ナト云フノテス

(松岡) 元ノヲ能ク見ルトヨリ多クト云フ意味ハ見ヘナイ

(栗塚) 原文ニアル擔保ノ必要上ヨリモ大層ナトアルノテ大層發

ナルトアルノテス

(松岡) ヨリ多クノ必要ノト云フコトハ一二ノ區別ハ同シニナリ
ハセンカ

(栗塚) 一ツハ金ヲ御座イマスカラ

(南部) 金ヲハナイ評價シテ居ルノテス

(松岡) 必要ト云フモノハ定タ物カナケレハナランヨリ多クハ金
タカラ多クテ見ルト同シコトニ關ヘハセンカ畢竟私ハ原文ノ意味
カ能ク分ランカ註モ能ク分ラン

(栗塚) 不動産ノ整然ト定マツタモノ定マラン物トソレカラ擔保
ノ必要ト凡ソトノ位ヒカ百圓ヲモ澤山ナ不動産カアルト云フノテ
其不動産ヲ記入シ此度ハ擔保ノ必要ヲナイノテ債權ノ額ヨリモ多
ヒ奴テス

(松岡) 額ト云フノハ債權ノ額ヨリ多クノ物ヲ入レテ居ルト云フ

ト擔保ノ必要ナルヨリ多ヒト同シコトテス

(南部) 制限ノ無い場合ト多ヒ不動産ノ制限ノ無い場合總テ不動
産ノ抵當ニナツタ場合ソウ云フトヤ不動産力多ヒカラ評價シテカ
ラモ評價シテナクトモ不動産ノ分テ居ルトヤニ登記ニナツテ居ル
ケレトモカ評價力姑ク無い其場合ニハ正當ナル評價シテ見テソ
レヨリ多ヒ金ニナツタトヤ減少スルト云フノテ制限ノアル場合ト
制限ノナイ場合ト二ツノ區別シタモノト思フ

(松岡) ヤツテ見テ何レ程ニナルカ知レン擔保ニ必要ナルヨリ多
クト云フノタ

(南部) 勘定シテ見ナケレハ分ラン

(松岡) コウヤツテ書テ見ルト私ハ債權ノ正當ナル評價ヨリ更ニ
多キ金額ノ爲ノト云フノト債權ノ擔保ニ必要ナルヨリ多クト云フ
ハ債權ノ金額ノ擔保ニ必要ヨリト云フト結リ同シコトニナリハセ

ンカ

(村田) 物カラ出タノト金カラ出タノトノ違ヒタネ

(栗塚) 左様テス

(村田) 抵當額ヲ減スルノテナケレハオカシクハ御座イマセンカ
元ト百圓ニ對シ二百圓ノ物ヲ當テタカラ百圓ニシテ呉レト云フナ
ラハ宜シイカ債權ニ係タコトタロウ減シテ呉レト云フノハ承継人
カ減シテ呉レト云フノハ抵當ヲ減シテ呉レト云フノテス

(栗塚) 配偶者間ニ定マツテ評價セラレテ居タラ性カンソヨト云
フノテス

(松岡) 成程分リマシタ

(栗塚) 婚姻契約ヲ定タコトハ斷テ改ノルコトハ出來ヌト云フノ
テアリマス

(村田) 抵當ハ減シテ賣テ良サソウナモノテス

(大尾崎) 初ノノ約束タカラ仕方カナイ

(松岡) 金額ノ定マラン奴ハ困ル

(栗塚) ソレハ裁判所ヘ往テ定メテ賣フ初ノカラ定テ居タラソレ
ハモウ往カヌソヨト云フノテス

(村田) 成程其理窟ハアリマス

(松岡) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百四十二條朗讀ス

第千二百四十二條 右ニ等シク後見人又ハ其承継人ハ其職務
ニ就キタル當時又ハ其後ニ於テ後見會議ノ決議ニ因リ或ル
不動産ニ抵當ヲ制限スルコト又ハ定マリタル金額ニ債權ヲ
評價スルコトヲ爲サ、リシトキハ未成年者又ハ禁治産者ノ
擔保ニ必要ナルモノ、外ニ爲シタル記入ノ減少ヲ請求スル

コトヲ得(第二千四百四十三條)

修正案 左ノ如ク改ム

右ニ同シク後見人又ハ其承継人ハ未成年者又ハ禁治産者ノ擔保ニ必要ナルモノ、外ニ爲シタル記入ノ減少ヲ請求スルコトヲ得但後見會議ノ決議ニ因リ或ル不動産ニ付キ抵當ノ制限ナク又ハ債權額ノ評價ナキトキニ限ル

(松岡) 後見人ハ不動産ノ抵當ニハ必ラス會議ノ意見ヲ問ハナケレハナランカ

(栗塚) ソウテ御座イマス然カモソレハカリテハ往カン裁判所ノ認可ヲ受ケナイト往カン

(松岡) 余リ自由ノ觀點カラ東傳ノ觀點ヘ一足飛テハナイカ

(栗塚) 丁度法律上ノ抵當ノコトヲ二條ヲ現ハシテ、届ルノテス

(元尾崎) 承継人ト云フハトウ云フモノカネ

(栗塚) 相續人ソレカラ承継人ト云フ廣イノテ之ハ反譯ヲ構ハスヤツテ届ルカ承継人ト云フト義務ヲ負フ人テ無イ方ニナル權利ハカリニナルノテアリマス

(元尾崎) 新ウ云フ字ハ佛文テハ

(栗塚) 「エイヤンゴース」テアリマス「エイヤンドロアー」實ハ相續人トヤツテモ宜シイカモ知レマセン

(元尾崎) 前條ニ相續人トシテハ新ウトアルタロウ母親ノ抵當ニ連入テ届ル奴ヲ相續人カ記入スル

(栗塚) 「夫又ハ承継人」テアリマス

(元尾崎) 夫ノ相續人ト云フト息子タネ息子カ母親ノ抵當記入ヲ減損スルト云フノハオカシイネ

(栗塚) 併シ財産ハ他人ト云フ法律テアリマスカラオカシクハアリマスマイ

(松岡) 先ツ宜カロウ

(元尾崎) 宜シイトシテ置キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百四十三條朗讀ス

第一千二百四十三條 抵當カ合意上ノモノタルトキハ債務者ハ其抵當カ現在ノ財産ニ係ル一般ノモノニシテ第一千二百十三條ニ配シタル如ク過度ナルトキニ非サレハ裁判上ニテ其減少ヲ請求スルコトヲ得ス

總テノ場合ニ於テ債務者ハ設定證書又ハ別證書ヲ以テスル評價アラサルトキハ配入ニ於テ債權者ノ爲シタル債權ノ評價ノ減少ヲ請求スルコトヲ得(第一千二百六十條末文、第一千二百六十三條、第一千二百六十四條)

修正案 左ノ如ク改ム

約束上ノ抵當ハ債務者ノ現在ノ總財産ニ關シ第一千二百十三條ニ記載シタル如ク過度ナルトキニ非サレハ債務者ノ請求ニ依リ之ヲ減少スルコトヲ得ス
債務者ハ常ニ配入ニ於テ債權者ノ爲シタル債權ノ評價ノ減少ヲ請求スルコトヲ得但設定證書又ハ別證書ヲ以テ評價ヲ爲サ、ルトキニ限ル

(大尾崎) 此條ヨリ始メテ約束上ノ抵當ト云フノテスネ

(栗原) 左様テス

(松岡) 一請求スルニ依リ何々スルコトヲ得ス」ト云フハ向ウノ人カ一得ス」ニ關ヘハセンカ

(栗原) 一債務者其減少ヲ請求スルコトヲ得ス」カ

(松岡) ソウシナケレハナラン

(栗原) 約束上抵當ハ之ヲ減少スルコトヲ得ス債務者ノ請求テハ

ト讀マセル續リテアリマス債務者其減少ヲ請求スルコトヲ得ステ
宜シイテシヨウ

(南部) 良カロウ

(村田) ソレテ良シイ

(松岡) 其レハ良シイカニ項目債務者ハ記入ニ於テ云々ハ

(栗塚) 二項ハ一債務者ハ常ニ記入ニ於テ債權者ノ爲シタル債權
ノ評價ノ減少ヲ請求スルコトヲ得但設定證書又ハ別證書ヲ以テ評
價ヲ爲サ、ルトキニ限ルトシテ前ノ千二百四十一二條ハ評價減
少價額ノ減少ト一語ニ書タカ此所テハ分ケテ書タノテアリマス

(元尾崎) 記入テハ負擔カ分テアツテ證書ニ書テナイトキカ

(栗塚) 債務者一人勝手ニ書タノテス

(松岡) 双方テナケレハ往カンノテ此所ハ債務者カ常ニ債權者一
人ノ記入爲タル債權ノ評價トカ何トカシテハ如何

(元尾崎) 今日ハコンナコトハ出テ来ナイネ

(松岡) 評價カ協議上テ出来タノテナイカラ減ラセルノテアロウ

(南部) 評價ハ記入スル爲メニ出来テ居ルノテス

(松岡) 詰リ協議上テナイメトキト云フノタ

(栗塚) 左様テス

(南部) 評價ハ一人テシテモ記入ハ二人テシテモ往カン

(栗塚) 記入ニ於テ止メ記入ノトキカ

(松岡) 記入ニ於テハ再調査トナツテ見ルト往カンネ

(大尾崎) 證書カアツテモ往ケルノテシヨウ

(松岡) アルノカ當リ前無ケレハ抵當ニナツテ居ル譯カナイ

(元尾崎) 證書モアルコトハアルガ評價カ有テモ抵當トシテノ財
産カ不動産一切トカ何トカハツト書テ置タトキ減少カ出来ルノタ

ホ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 二項ノ場合ハ一方ノ承諾ヲ經スシテ勝手ニ見込テ評價
ヲ書テ置クコトハナイ

(南郎) 此書方ハ債權者カラ勝手ニ書クコトカ出來ルノテス

(栗塚) 「記入ニ於テ」ハ無クトモ宜シイ一債務者ハ常ニ債權者
ノ爲シタル評價ノ減少ヲ求メルコトヲ得トシマシヨウカ

(松岡) 其方カ些トハ良シイ

(元尾崎) 金額ヲ定メヌニ抵當ニ入レルヨウナコトハアリマスマ

イ

(大尾崎) アリマスマイ斯ウ云フ理窟ノモノタロウ

(栗塚) 今日ノ千二百四十一條ヨリハ再調査ハナイノテアリマス
カラ左様

(南郎) 債權者ノ評價ノ減少トシテモ宜シイ

(松岡) ソレテモ宜シイ

(栗塚) 斯ウ云フ動議カ出タカ一債權者ノ記入シタル債權ノ評價
ノ減少ヲ請求スルコトヲ得」ト之ハ如何

(樺村) 之ハ良カロウ

(大尾崎) ソレハ良カロウ

(松岡) 良カロウ

(元尾崎) 合意ト契約トハ何ウカ

(栗塚) 約束ト云ヘハ合意ト云フヲ約束ト替ヘレハソレテ契約ト
云フ字ハ外ニ一ツアルカ款レ債權者ハ債權者カ之ハ唯シイ議論ニナロ
ウカ今村ノ説ハ起來者カ別ヲ立タニモセヨ時々約束ト書タテ契約
ト直センコトハナイ民法中契約ト約束ト二ツアルハオカシイ元ト
カラ二ツアルヨウタカーツシカ無イカラシテ始終日本字テハ何所
モ契約テ宜シイト云フ論ヲ出シテ已ニ債權者ハ再調査テ登ルテシヨ

ウカ契約編テハソレヲ刪テ居ルカ喧シイト思フ

(元尾崎) 今日ハ止ノテ此次ニシヨウ之モ合意テシヨウ之杯ハ約東トハ云ヘヌカテ合意ト云フカ能ク當ルカ乃チ之ハ約東テ宜シイカ

(松岡) ソレハ「合意」ト云テモ貴君一人ハ分ロウカ却テ外ノ人ハ約東ト思フ民間ノ人ハ合意トハ云ハヌ約東ト云フニ於テハ人カ迷ハナイ

(栗塚) 併シ今申シタカ約束ト云フノテ契約ヲ網羅シテ居ルニ依テハ日本テハ契約ト云フハ用ヒナイテモ成ハ契約ノミニシテ約束ヲ止ノヨウト云フ問題カ起テ居ルカ斷リ合意ト云フモノト契約ト云フモノト別テアルト云フ乃チ合意ト云フハ約束ト改ノタラ矢張契約ト云フ字カ除ケテ居ルノテ併シ今ノ問題テハ御座イマセン
(南部) 人權ノ始ノテ文字チ定メナケレハナラン

(栗塚) 彼所テハ約束カ合意チナケレハテスカ合意ト云フハトウテシヨウカ

(元尾崎) 場合ニ依テタ丁度ソシナラハ左様シヨウ明後日ニシヨウト云フノハ約束ト思ハルルナ

(栗塚) 契約ノ意味チ帶テ居ルカラテシヨウ

(松岡) 合意モ約束モ此間内ヤツテ來テ居ル

(元尾崎) ケレトモ再調査トナツテ見レハテス

(栗塚) 前ニ人權ト云フノカアルカラ彼所チ能ク見ナケレハナラ
ン

(松岡) 合意即チ契約ト云フノモアルノタカラ先ツ之ハ受ケ置ヤトシテ宜シイ

(栗塚) 合意ト云フ字ハ約束ト云フ字ニ直ルト云テ定メテ居ルノテアリマスカラ之ハ合意カ良イトナレハ合意トナリマス

(元尾崎) 訴訟法ヲハ合意ト云フ字ハ殘シテ置クト云フニナツタ
本

(渡) 之ハ其場合ニ行テニシヨウ

(横村) 先ヘ往キマシヨウ

本條ハ第一項末文一非サレハ債務者其減少ヲ請求スルコトヲ得
ス」トシ報告委員修正中第二項「記入ニ於テ」ヲ刪リ其他之ニ
決ス

第千二百四十四條朗讀ス

第千二百四十四條 遺囑上ノ抵當ハ相續ノ不動産ニ關シ遺囑
者ヨリ制限ナク之ヲ設定シ又ハ債權ニ關シ評價ナクシテ之
ヲ設定シタルトキハ亦相續人ノ請求ニ因リ之ヲ減少スルコ
トヲ得(第二千六百六十一條)

修正案 「遺囑」ハ何レモ「遺言」ト改ノ「ニ關シ」ハ何レモ

「ニ付キ」ト改ノ「ヨリ」ノ二字並「亦」ノ一字ヲ刪リ「制
限ナク之ヲ設定シ」チ「制限ヲ爲サス」ト「因リ」チ「依リ
」ト改ム

(栗原) 「遺囑」ハ「遺言」トナリマシタ

(松岡) 之ハ甚ニ良シ「遺囑」杯トエラソウニ云フケレトモ異
タコトハナイ「遺言」ト云フハ支那ノ確カナ字タロウ

(栗原) ソウテ御座イマス渡邊洪基君カ大學ヲ觀ヘタカ遺文ト云
フノカアル「遺文」ト云フノハ即チ遺言ヲスソレテ遺言ヲ受ケタ
人ハ「受遺者」トナツタカ之ハ些ト困ル

(松岡) ソレハ其トキニ云フカ良シイ

(栗原) 相續人其減少ヲ請求スルコトヲ得トシテ前ト同シヨウニ
シタイ

(元尾崎) 遺言書ノ抵當ト云フノハ「ボアソナード」ノ思ヒ付テ

ハナイカ佛蘭西ニハ無イノタロウ

(村田) アルノテ佛蘭西ノ條ヲ引テ居ル

(元尾崎) コンナコトカアルカネ

(栗塚) 之ハ何百年目ニ此條力適用セラル、カテス

(大尾崎) 當時入用ハナイネ

(栗塚) 左様テス只大審院テハ入用テシヨウカ始審裁判所テハ最モ入用ハナイテシヨウ

(南郎) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百四十四條ノ二朗讀ス

第千二百四十四條ノ二 若シ債務力半額以上消滅シタルトキハ記入セラレタル金額ノミニ關シ亦三種ノ抵當ノ記入ヲ減少ス

債務者ハ其爲シタル一分ノ辨濟ヲ何時ニテモ自費ニテ記入ノ條邊ニ附記セシムルコトヲ得

修正案 第一項 「記入セラレタル」ノ七字ヲ削リ「關シ」ヲ

「付キ」ト改メ「亦」ヲ「尙ホ」ニ換ヘ「減少ス」ヲ「減少スルコトヲ得」ト改ム

第二項 「其爲シタル」ノ五字ヲ削リ「一分ノ辨濟ヲ」云々ヲ「一分ノ辨濟ヲ爲シタルトキハ常ニ自費ニテ記入ノ條邊ニ之ヲ附記スルコトヲ得」ト改ム

(栗塚) 債務力半額以上消滅シタルトキ金額ノミニ付尙ホ三種ノ抵當ノ記入ヲ減少スルコトヲ得ト致シマシタ「三種」ハ「一種」ト「法律上」ト「約束上」テアリマス

(松岡) 上ハ評價ニ付減少タ此度ハ金額ニ付タテ「ノミ」ト云フハトウカ

(栗塚) 金額ノミテナイト性カン

(元尾崎) 消滅シタルハ半分ヤツタトキトカ云フトキタネ

(栗塚) 左様

(松岡) 半額以上ニナルト不可分カ可分ニ償スル要テスネ

(栗塚) 御尤モテ御座イマス

(松岡) 註ハ出過タ話タカ然レトモ云々トアル

(栗塚) 債務者カ一分ノ辨濟ヲ爲シタルトキハ常ニ自費ニテ配

入ノ繰邊ニ之ヲ付配スルコトヲ得ト致シマシタ

(元尾崎) 金額ノミニ付ト云フノハ何ウ云フモノカ

(栗塚) 配入ニ二通りアル金額ノミハ不動産ニ付テノ配入減少ス
ルコトカアル一不動産ニ付必要ナル云々」配入ノ減少ヲ求ムルコ
トカ出来又評價額ヨリ多ヒ配入ノアツタトキトニツアリマス

(元尾崎) 同シコトノヨウテス

(大尾崎) 金額ノミヲ減少シテモ抵當ニ入レテ居ルモノハ別ト云
フ譯テシヨウ

(栗塚) 左様

(大尾崎) 同シヨウナモノタネ

(松岡) 「一ボアソナード」ノ註ハ下ランネ

(栗塚) 金ヲ借ルニ千圓ノ抵當ニ此文ヲ購入タト云フ千圓ノ内五
百圓返シタカラ減シテ置タト云フノテス

(大尾崎) 併シ不動産ハ減少セントアル

(栗塚) 不動産ハ減少シマセン金額テアリマス千圓ノ内五百圓入
レレハ五百圓ノ片々ト云フコトハアルノテ二番抵當カ出来ルカラ
テアリマス

(元尾崎) 金額ノミト圓ハンテモ半額以上返シタラタ

(栗塚) 不動産ニハ出来ヌカ金額ニハ出来ルト云フノテス

(南部) 不動産ハ三ヶ所チ二ヶ所ニスルコトハ出来ヌノテス

(大尾崎) 成程融通ノ爲ノタネ妙ナコトヲ調タモノテス

(北島) 細イコトヲ調タモノテス

(栗塚) 消滅シタルトキハ尙ホ三種ノ抵當ニ付金額ノミノ記入ヲ

減少スルコトヲ得テス

(松岡) 之ハ宜シイ

(北島) 金額ト云フノチ買額ニ出スカ否テスホ

(栗塚) 左様尙ホ三種ノ抵當ニ付金額ノミニ記入ヲ減少スルコト

ヲ得ト同シテシヨウ

(村田) ソレ丈ノ効ハナイ

(横村) 此儘ニシテ置カウテハナイカ三種ノ抵當ノ記入ト云フハ

オカシクハナイカ

(横村) 消滅シタルトキハ尙ホ三種ノ抵當ニ付金額ノミノ記入ヲ

減少スルコトヲ得ト直サウ

(栗塚) ソレテハソウ致シマシヨウ

(元尾崎) 尙ホト云フハオカシクハナイカ

(栗塚) 又ト云フノテス

(元尾崎) 尙ホト云フハ斯ウ云フコトモアルカ其上ニモト云フノ
タカラ

(栗塚) 其積リテス前ニ斯ウ云タカ記入ノ減少ヲ調タカ此所テモ
ト云フノテス

(渡) 原文ニ依ルト前ニ斯ウ云フコトヲ調タカ又ト云フノテアリ
マスカラ此文テハ無クトモ宜シイ

(北島) 「尙ホ」ヲ刪リマスカ

(元尾崎) 「尙ホ」ハ刪ルカ宜シイ

(松岡) 刪リマシヨウ

(北島) 上カラ疊カケテ來タノタカラ有テモ宜イカ又テスネ其上
タ

(栗塚) 左様テス

(北島) 三種ノ抵當ト云フコトハオカシイ尙ホト云フノカ無イト
三種ト云フノカオカシクハナイカ

(栗塚) 有テモ無クテモテシヨウ

(大尾崎) 有タ方カ宜シイ三種ノ減少此場合テモ出來ルト云フノ
タカラ有ル方カ宜シイ

(北島) アル方カ宜シイヨウテス

(元尾崎) ソンナラ殘シテ置イテモ宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項 「若シ債務者カ半額以上消滅シタルトキハ尙ホ
三種ノ抵當ニ付金額ノミノ記入ヲ減少スルコトヲ得」トシ第二
項ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百四十五條朗讀ス

第千二百四十五條 全部又ハ一分ニ付キ債務者ノ請求ヲ認可
スル判決ニハ若シ抵當ヲ免カレシムル不動産アラハ其不動
産又ハ評價ヲ改メタル其金額ヲ指示ス

右第一ノ場合ニ於テハ負擔ヲ免カレタル不動産ニ對シテ爲
シタル記入ヲ抹殺シ第二ノ場合ニ於テハ之ヲ減少ス(第二
千百四十五條第二項)

修正案 第一項 左ノ如ク改ム

債務者ノ請求ヲ正當トスル判決ニハ抵當ヲ免カレタル不動産
又ハ評價ヲ改メタル金額ヲ指示ス

第二項 「負擔ヨリ爲シタル」迄ヲ刪リ「記入」ノ上ニ「抵
當」ノ三字ヲ挿入ス

(栗塚) 「全部又ハ一分ニ付キ」ヲ刪リマシタ

(大尾崎) 能ク分リマシタ

(横村) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百四十六條朗讀ス

第一千二百四十六條 前數條ニ從ヒ或ル不動産ニ記入ヲ減少シタル場合ニ於テ若シ右ノ不動産カ債權者ノ擔保ニ不十分ト爲リタルトキハ假令意外ノ理由又ハ不可抗力ニ出ツルトキト雖モ債權者ハ抵當ノ補足ヲ請求スルコトヲ得(第一千二百三十一條)

修正案 第一項 「或ル」ノ上ニ「記入チ」ノ三字ヲ挿入シ「減少」ノ上「記入チ」ノ三字ヲ刪リ「若シ右ノ」チ「其」ト改メ「假令」ノ二字ヲ刪リ「理由」チ「事」ト「不可抗力ニ出ツルトキ」チ「不可抗力ノ力ニ因ル」ト改ム

第二項 「強」チ「依」ニ改メ「之チ實行スルコトヲ得ス」チ「之チ爲スコトヲ得ス」ト改ム

(横村) 二項カアリマスカ

(栗坂) アリマス起案者カラ來タノテ詰リ私カ申セハ宜シイカ「記入ノ抹殺及ヒ減少ハ確定判決ニ憑ルニ非サレハ之チ爲スコトヲ得ス」ト二項ニ通入リマス

(渡) 不可抗力ノ力ニ因ルト雖モカオカシイ

(南部) 不可抗力ニ出ルテ良カロウ

(栗坂) 左様テスカ

(元尾崎) 家ナリ抵當ニ取テソレカ焼ケルト又抵當ニ入レルノカ

(松岡) 前ノカ良シイ無制限ニシテ用タラ一般ニ被シテ置ケハ増スコトハナイ

(元尾崎) ソウ云フ場合ニ難スヨウナ約束上テ假令ハ此家ヲ抵當

ニシテ金ヲ借リテ焼ケタトキ別ニ抵當ニ入レロト請求力出來ルカ
(松岡) ソレハ出來ル

(元尾崎) 之テハ出來ヌ様タキ不可抗力ノミニ減シタトキニ限ル
ト減シナイトキハ出來ヌヨウタ減少シタ場合ニハ其物力不可抗力
ニ因テ不充分テアル請求力出來ルト云フト初ノ記入ノトキ減少シ
ナイトキハ出來ンカ

(栗塚) トウ云フ必要カアルカ

(元尾崎) 家ヲ抵當ニ取テ焼ケタト云フト不充分タロウ其トキハ
別ニ抵當ヲ入レロト云ヘルノテシヨウ

(大尾崎) ソレハ云ヘルトモネ

(元尾崎) 地震ヲ半分毀ハレタトキハ矢張補足シテ與レト債權者
カ云ヘルノテシヨウ

(栗塚) 云ヘマス

(松岡) 千二百七條ニ意外ノコト又不可抗力云々トアリマス

(栗塚) 只焼ケタラハ債權者ノ損チアリマスソレカラ二項ハ丁度
債務者ノ所爲ニ因リ保持チ爲サ、ルニ因リ損害チ受ケ云々債權者
カ責ニ任スルト補足チ與ヘナケレハナラン

(元尾崎) 當リ前テハ債ノ天災ハ仕様方無イノタキ

(栗塚) 左様テス

(南都) 現今トハ違フ今ハ補足シナケレハナラン

(元尾崎) 多クハ體文ニ書キ万一天災ノアツタトキハ補足スルト
書キマス

(栗塚) ソレヲ書クノハ金ヲ借リルニ困ルカラタカ天災ハ可哀相
テス

(元尾崎) 減少スルニハ裁判ヲ經ナイト控カンノカ

(栗塚) 裁判テハ御座イマセン登記所テス

(南部) 此所ハ別タカ債務者カ記入スルトカ減少シヨウトカ云フ
トキダカラネ此所ハ別テス

(元尾崎) 六ヶ敷イホ

(松岡) 尤モテス

(元尾崎) 先ヘ云テヤツテ減少シテ呉レト云ヒ折合タラ宜シイ

(村田) 次ノ公正證書ヲ控ケハ宜シイ

(松岡) 一人テハ公正證書カ出来ヌノタ

(元尾崎) 宜カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ第二項右ノ如ク起案者ヨリ追加ス
記入ノ抹殺及ヒ減少ハ確定判決ニ依ルニ非サレハ之ヲ爲スコ
トヲ得ス

第千二百四十七條朗讀ス

第千二百四十七條 記入ノ抹殺及ヒ減少ハ公正ノ方式ニ於ケ

ル證書ヲ以テスルニ非サレハ債權者ニ於テ之ヲ承諾スルコ
トヲ得ス

修正案 「ノ方式ニ於ケル」ノ七字及ヒ「ニ於テ」ノ三字ヲ刪
ル

(栗塚) 「公正ノ方式ニ於ケル公正ノ證書ヲ以テスルニ非サレハ
債權者ハ之ヲ承諾スルコトヲ得ス」トシマシタ

(松岡) トウ云フコトカ

(栗塚) 之ハ豫テ議論ノアツタ間通公正證書ヲヤラナケレハナラ
ンカト云フノヲ併テ問フテヤツテアリマスカラ其積リテ願ヒマス
(樺村) 承諾シヨウト思ヘハタナ

(栗塚) 左様テス

(松岡) 之コソ再調査シナケレハナランナ

(渡) 前條ノ二項ハ此條ヘ一纏ニ入レテ都合カ良クハナイカ

(元尾崎) 債權者カモウト云フトカ

(栗塚) 抵當設定ハ公正證書ヲナケレハナラン其結果ニアリマス

(松岡) 公正證書ヲナケレハ効カナイト云フノテス

(元尾崎) 證書ヲ無ケレハ承諾力出来ヌト云フノタネ

(栗塚) 左様

(松岡) 債權者カ承諾シテモ外ヘ向テハ効力無イト云フノテ併シ文字ニハソウ云フ意味ハ見ヘナイ

(元尾崎) 六ヶ敷イネ

(南郎) 之ハ公正證書ヲヤルト云フナラ債權者カ承諾シナケレハナランソレテモ裁判ヲ望ムト云テハナラント註ニアリマス諸リ公正證書ヲモ宜シイト云フノテアリマス

(清岡) 公正證書ヲナケレハナラント云フノタロウ

(南郎) 裁判ヲ仰ク外ハソウテアリマス公正證書ヲヤルト云フノ

ハ債權者ハ何ウシテモ承諾知シナケレハナラン

(栗塚) 裁判カ公正證書ニアリマス前條ノ末項ト之ヲ併セテ「記入ノ抹殺及ヒ減少ハ確定判決ニ依ルカ若クハ公正證書ヲ以テスルニ非レハ之ヲ爲スコトヲ得ス」トシテハ如何

(大尾崎) ソレハ良シイ

(松岡) 妙々ソレハ良シイ

(栗塚) 起業者モ何モ御座イマセンテシヨウ

(松岡) ソウスレハ起業者モ悦ブテシヨウ

(栗塚) 前條ノ末項ヲ取テ此方ヘ入レテ良シイテシヨウ「記入ノ抹殺及ヒ減少ハ確定判決又ハ公正證書ヲ以テ「スルニ」カ「依ルニ」カ「非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

(元尾崎) 「以テ」カ「依ル」カ

(松岡) 「依ル」テス

(栗塚) ソレテハ「依ルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

(楓村) スルト前ノ起案ノ入レタノハ副ルカ

(栗塚) 左様テス

(南館) 之ハ大變良クナツタ先へ性キマシヨウ

本條ハ前條第二項ヲ刪リ本條へ併セ左ノ如ク修正ス

配入ノ抹殺及ヒ減少ハ確定判決又ハ公正證書ニ依ルニ非サレハ債權者之ヲ爲スコトヲ得ス

第千二百四十八條朗讀ス

第千二百四十八條 任意ノ抹殺又ハ減少カ債務ノ全部又ハ一分ノ消滅ニ基クトキハ其抹殺又ハ減少ヲ承諾スルニハ債權者其債務ノ辨濟ヲ受取り又ハ之ヲ認知スルノ能力ヲ有スルヲ以テ足レリトス

若シ又抹殺又ハ減少カ第千二百三十九條ニ記載シタル他ノ

原因ノ一ニ基クトキハ債權者和解スルノ能力ヲ有スルコトヲ要ス

若シ右ノ抹殺又ハ減少カ抵當ノ無償ノ拋棄又ハ合意上ノ釋放ノ性質ヲ有スルトキハ債權者無償ニテ債權ヲ處分スルノ能力ヲ有スルコトヲ要ス(第二五七條)

修正案 第一項 「其抹殺又ハ減少」ヲ「之」ト改ム

第二項 「抹殺」ノ上「又」ノ一字ヲ刪リ「他」ノ上ニ「此」ノ一字ヲ挿入ス

第三項 「若シ右ノ」ヲ「又」ト改メ「抵當ノ無償ノ云々性質ヲ有スルトキハ」ヲ「抵當ヲ無償ニテ拋棄スルノ性質ヲ有スルトキハ」ト改ム

(栗塚) 「認知」ハ「追認」ト反譯テ改マリマシタソコト皆サンハ如何テ御座リマシヨウカ「之」ト云フノテ任意ノ抹殺ヲ承ケ

ルテシヨウカ

(村田) 承ケルトモ

(北島) 繰返シタ方カ良シイ

(渡) 繰返ス方カ良シイ

(楳村) 繰返シテ良シイ

(栗塚) 左様ナラ「全部又ハ一分」ヲ割タ丈テス

(清岡) 二項ノ此ト云フハ

(南部) 前項テス

(北島) 此ト云フヨリモ他ノト云テハトウカ

(南部) 「右ノ外」ナラ良シイ

(栗塚) 「若シ抹殺又ハ減少カ右ノ外第千二百三十九條ニ記載シタル原由ニ基キタルトキ」ハトスルカ

(南部) ソレナレハ良シイ

(松岡) ソレテ宜シイ頭テ「右ノ外」トヤツタラ良シイ

(栗塚) 「此他ノ」ヲ御置キナスツテハ如何テスカ前記ノタキ

(楳村) 前項ハ減少ノ下へ入レテハ如何

(栗塚) ソウスレハ「右ノ外」テ宜シイ

(南部) 記載シタル右ノ外トハ申サレン

(西) トウモ其ウテス

(元尾崎) 記載シタル原由タロウ

(栗塚) ソウタカ前項モ記載シタル原由タカラ他ノ原由ト云フト記載シタル外ノトナルカラト三島カ云フノテス

(楳村) 記載シタル此他ノ原由

(松岡) 右ノ外ト割テ分リソウナモノテス

(栗塚) 「右ノ外」トシマスカ

(南部) 良カロウ

(栗塚) ソレテハ「右ノ外」ト致シマス

(南部) ソウスルト債務ノ全部一分ト云フノカ必要ニナルゼ何セ
ナレハ相手カ全部消滅シタトキスルト右ノ外ト云フト全部一分チ
除テ仕舞ト第千二百三十九條全部ハカリ指シタコトト思ヒハセン
カ

(松岡) 全部テモ受取ル能力カアレハ取ルタロウ全部ノトキ尋常
ノ能力テ済ト云ヘハ一分ノトキハ無論テス

(南部) 千二百三十九條全部消滅トアル抹殺スルキ一分ノトキハ

(松岡) 一分ノトキハ記入ノ付記タケタ

(南部) 所カ此所ハ抹殺減少シタト云フ全部一分ハ無クテモ宜シ
イカ

(松岡) 良カロウ

(栗塚) 債務ニ付消滅ノトキハ一分ノトキタカラ「右ノ外」テ電

シイ

(横村) 全部一分ハトウカ

(松岡) 一分ハ三十九條ニ關係カナイ減少ト云フノハ全部ト云ヘ
ハ抹殺ニナルノテアリマス

(南部) 抹殺カトマルカ

(栗塚) 宜シウ御座イマス

(松岡) 重身ノアルト云フトキハ抹殺ノ方カ重イ又次ハ無償テ遣
ルト云フト能力カ強イカラ爾理由カ無イ

(横村) 千二百三十九條ニ記載シタル原由ノ一ニ基キト云フカラ
此所ハ抹殺タ減少ノコトハナイ

(松岡) 左様

(栗塚) 之ハ抹殺丈タ

(松岡) 若シ抹殺カ右ノ外テ宜シイ「原由」ハ「原因」テハナイ

カ

(栗塚) 「原由」テアリマス

(松岡) 中ノ項ハ減少ハチンテ無イノテス

(村田) 抹殺又ハ減少トシテ良カロウ

(松岡) ソレハ大變テス

(栗塚) 全部消滅シタラ減少所テハナイ金テ無クナツテ仕舞

(北島) 千二百三十九條ノ外ノ原由ト云フト元トノ原案ニアル

(栗塚) 消滅ノ外ト云フノテ記載シタル消滅ニ基ク他ノ原由ニ基クタテヨリ消滅ヨリ他ノ原由ニ基クノテス

(松岡) 記載シタル原由テナイ他ノ三十九條ニアルト云フノテス

(栗塚) 千二百三十九條ニ記載シタル消滅ヨリ他ノ原由ノ一ニ基キテアリマス消滅ニ基ク一ノ原由其消滅ヨリ外ノ原由ニ基キト云フ意味テ御座イマス

明治十六ノ六九

(南部) 左様テス

(栗塚) 矢張り「若シ此」ト云フノテ「消滅ヨリ他ノ原由ノ一ニ基クト云フヨリ外ハナイ

(南部) 消滅以外ノ原由ニ基キタ

(横村) 「此」ト云フ字ヲ入レラレタカソレハトウ云フモノカ

(松岡) ソレカ即チ「右」ト云フ字タ

(横村) 千二百三十九條ニ記載シタル右ノ原由タ

(松岡) 其ウナツテハ何ニモナラン外ニ抹殺ノ原由ハナイ三十九條ニ消滅ト抹殺トアル消滅ハ尋常普通ノ能力テ出來ルソレチ除ケタモノハ無効トカ或ハ取消シトカー二三カアル斯ウ云テハトウカ意外ノ能力チ有スト云フノタカラ三十九條ヨリ外ニハナイ

(横村) 三十九條ヨリ外ニハ無イカ

(栗塚) 御座イマセン

(横村) 無ケレハ宜シイスレハ今直シタ通りテ良シイ

(栗塚) 消滅ハ原由ノ一タカ其原由ノ外ノ原由ノ一ニ基キテアリ

マス

(横村) ソンナラ「右ノ外」ニシテ良シイ

(大尾崎) 「右ノ外」カ良シイ

(栗塚) ソレテハ「右ノ外」ヲ御置下サイ

(元尾崎) 三項ハトウカ

(南部) 只抛棄スルトカ云フコトタ

(大尾崎) 求ノン性質ト云フト爲テナランモノカアルカ

(松岡) ナラント云フ方テハナイ

(栗塚) 棄テルト云フ方テス

(松岡) 無償ニテ抛棄スル性質ト云フト棄テナケレハナラント見

ヘルネ

(栗塚) ソレハ持テ廻ハツタ設テス

(元尾崎) 棄テルヨウナモノニナルトキハト云フノタ物ヲ呉レル

ヨウナ能力ノ有ル奴テナケレハト云フノテス

(松岡) 抛棄スルモノナルトキハカ

(元尾崎) 故ナク抹殺減少スルノハ

(南部) 贈遺スル杯ハ故アルセ

(松岡) 註ニハ單純ナル抛棄アルトキハト書テアリマヌスルト抵

當テ無償ニテ抛棄スルトキハテ宜シイ

(南部) 減少カ抛棄スルハ勝イ

(横村) 註ニ又他ノ二箇ノ刪除トアリマヌカ何テスカ

(松岡) 云ヒ註ノレハ無効取消テス

(栗塚) ソウテス

(横村) 三十九條ヲ引タカ

(栗塚) 左様テス

(大尾崎) 單純ニ棄ル拋棄アルトキハタ

(元尾崎) 減少スルノタカラ拋棄トハ云ヘヌ

(栗塚) 左様減少ト抹殺ハ拋棄テハナイ

(樺村) 拋棄シテモ宜シイモノハタロウ

(松岡) 抹殺減少スルノハ何セナレハ債權ヲ拋棄スルノテナイケ

レトモ抵當ヲ拋棄スルトキハトレ程能力アルカ本体債權ヲ無償テ

處分スル力アルテナケレハ出來ヌト云フノテ抵當ハトウカト云

フニ無償拋棄スル拋棄ハト讀ムヨリ外ハナイ

(元尾崎) 無償ニテ抹殺又ハ減少スルトキハトスルカ

(大尾崎) ソレナレハ良シイ

(南部) 拋棄トカ何トカ云フモノテナケレハナラン

(元尾崎) 我輩ハ之ヲ良イト思フカ

(栗塚) 抵當ノ拋棄ノ性質ハトウテスカ拋棄ト云フ字カアルカラ

性質ト云フ字ヲ使フノカ否ノテシヨウ

(樺村) 此通りテ宜シウ御座イマシヨウ

(大尾崎) 良クハナイカ從テ置キマシヨウ

(松岡) 性質ヲ有スルハオカシイネ

(北島) トウ云フコトカ無償ニテ拋棄スル性質ト云フハ抵當カ天

然ニ無クナツタノカ

(栗塚) ソウテハナイ抹殺カラ云フト今迄貴君ノ抵當ヲ取テ私カ

費テ居タカモウ消シテモ宜シイト云フノハ丁度私カ貴君カラ物ヲ

賣ハスニ私カ物ヲ上ケルト云フノト同シテアルトキハテ物ヲ棄テ

、仕舞ノテアリマスカラ恰モ私ノ金ヲ貴君ニ遣ルヨウナモノテ其

性質カアルトキハ又タカラ合意上釋放カ御相談ノ上テ貴君カ今迄

借テ居タカモウ入マセント云フヨウナ性質テアツタラ恰ト抵當ヲ

消スモウ抵當ハ入ラヌカラト云テ質ヲ取ラスニ入ラヌト云タトキ
ハ即チ債權ヲ處分スル力カナケレハナラント云フノテアリマス

(北島) 合意上ノ釋放ノ性質ナラ良シイ之ハ性質ト云フカ合意ト
云フ方カラ係ルカラ悪イヨウタカ費君カ處理スル權アル人ソレカ

許シテ與レタノテタカラ性質ハ入ラン拋棄スルトキハテ差支ナイ
合意上トカ云フナラ良シイカ其性質ト云フノハ此テ見ルト無償ニ

テ拋棄スルト云フハ桑田變シテ海トナツタトキノヨウニモ見ヘル
(栗塚) 抵當ニハ無償ノ拋棄ノ性質ヲ有スルトキテモ良シイテシ

ヨウ
(元尾崎) 拋棄スルノ性質ト云フノタネソウ云フ性質テアツタト
キナラハト云フノテ無償テ之ヲ棄テタト云フヨウナモノテ有タト

キハト云フノテシヨウ
(栗塚) 左様テス性質ナルトキテ良シイカ

(元尾崎) ソレテモ宜シイ

(松岡) 抵當ハ無償テ棄タモノテアツタトキハト云フト外ノモノ
ニナル單純ニ棄ルト云フヨリ外ノコトハナイ

(栗塚) 抵當ヲ棄ルノテアリマス
(松岡) 左様抵當ヲ棄ルハ債權ヲ棄ルモノテナケレハナラント云

フノテ性質杯ト持テ廻ハツテハ困ル
(栗塚) 性質ヲ有スルト云フノテ貴君ノ解シタ通りニナルノテス

(元尾崎) 佛文ハトウカ
(栗塚) ステス

(元尾崎) 面白イノタロウ只減少スルトカ拋棄スルトカ別ハス欺
イテ取ルヨウナコトカアツテハナランカラ抵當ヲ棄ルヨウナ一体

性質テアツタナラハ假令トウ云フ名義テモ權力アル者テナケレハ
出來ヌト云フノタカラ妙カアルノタ

(栗塚) 釋放ト云フ字ハ無價ト云フ意味ヲ含ンテ用ルカラ

(村田) 義務ノ釋放ハ必ラス無價ハカリカ

(元尾崎) モノナルトキハテ良シイ

(大尾崎) モノナルニシテ價キマシヨウ

(樞村) 性質ナルトキハカ良カロウ

(村田) ソレハ良カロウ

(元尾崎) ソンナラ其ウシテ價ウ

(樞村) 或ハ釋放ニ付タ字テハナイカ

(栗塚) 左様テハ御座リマセン 抵當ヲ無價テ拋棄ノ性質アツタ合
意テス

(南部) 性質ト云フハ有スルト云ハナケレハナランネ

(松岡) 抵當ノ無價拋棄ニ基クトキハトシテ良シイ

(元尾崎) ソンナニ詳々云ハスニ價イテ良シイ

(樞村) 無價ニソナコトヲ云テモ分ラン之テ宜カロウ

(栗塚) 性質ト云フハ有ル方カ分リ易ヒテシヨウ

(大尾崎) 性質ナルトキハテ價キマシヨウ

(南部) ソウハ云ヘヌ

(清岡) 元ノ通りテ良イテハナイカ

(元尾崎) ソレハ良シイカ 賤シク云フカラタ悉皆原案々々性質ヲ
有スルトキハテ良シイ

(北島) 合意上ノ釋放ノト云フコトハ消サスニ價キタイ

(松岡) オカシイネ

(樞村) 性質ナルトキハカ良シイ

(南部) ソレヨリモ之カ良シイ

(栗塚) ナルト云フト反對論カ起ルノテス

(元尾崎) 性質ヲ有スルトキテ良イテハナイカ

(松岡) 愚文ナル可シト書イテ置ク

(元尾崎) 宜イテハナイカ

(松岡) コンナモノチ甘ンスルカラオカシクテ溜ラン

(元尾崎) 先ヘマリマシヨウ

本條ハ第一項「認知」ハ「追認」ト反譯ニテ改ム第二項「若シ
抹殺カ右ノ外千二百三十九條ニ記載シタル理由ノ一ニ云々」ト
シ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百四十九條朗讀ス

第千二百四十九條 記入ノ抹殺又ハ減少ヲ承諾スル爲ノノ委
任ハ亦公正證書ヲ以テ之ヲ與フルコトヲ要ス

然レトモ若シ抹殺又ハ減少カ債務ノ全部又ハ一分ノ消滅ニ
基タトキハ債務者ノ義務免除ニ参加スルノ權限チ有シタル
總テノ代理人ニ於テ其抹殺又ハ減少ヲ承諾スルコトヲ得

若シ和解又ハ無償ノ拋棄アルトキハ委任ハ明示ノモノタル
コトヲ要ス

修正案 第一項 「亦」ノ一字ヲ刪ル

第二項 「若シ」ノ二字及ヒ「全部又ハ一分ノ」ノ七字ヲ刪
リ「義務免除ニ参加スル」ヲ「義務免除ヲ承諾スル」ト改ム

第三項 「委任ハ云々要ス」ヲ「委任ニ之ヲ明示スルコトヲ
要ス」ト改ム

(松岡) 總テト云フ字モ要ラン字タナ

(栗塚) 左様テスネ「總テノ」三字ヲ刪リマス

(松岡) 無償ノ拋棄アルトキト云フノチ「又ハ無償ノ拋棄ヲ爲ス
トキニ於テハ」トシテハ如何

(栗塚) 左様

(元尾崎) 之ハ之ヲ宜シイ

(松岡) 和解無償ノトキアルトキハト云フノハ和解シテ與レト云フ委任アルトキモアロウ

(栗塚) 和解シテモ宜シイ債權者ノミ和解スルノ能力チ有スアレテ又抵當無償ニテ拋棄シテモ宜シイト云フノテ抹殺ノアツタトキ

(松岡) アルトキハト云フハ性カン

(栗塚) 拋棄ニ付テハタナ

(南郎) ソンナラ宜シイ

(栗塚) スルト若シハ要ランネ若シチ置ケハ和解又ハ無償ノ拋棄ニ於ケルトキタネ

(南郎) 付テカ宜シイ

(栗塚) 付テニ致シマシヨウ「若シ」ハ要リマセン

(大尾崎) 付テカ宜シイ

(横村) ソレテ良カロウ

本條ハ「總テノ」三字ヲ削リ末項「若シ」ヲ削リ「和解又ハ無償ノ拋棄ニ付テハ委任ニ之ヲ明示スルコトヲ要ス」トシ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百五十條朗讀ス

第千二百五十條 抹殺及ヒ減少ハ其抹殺及ヒ減少ヲ許シタル合意又ハ之ヲ命シタル判決ヲ記入ノ縁邊ニ附記スルニ因リテ之ヲ爲ス

保管人ハ公證人ノ證書又ハ判決書ノ公正ナル點本ヲ受取りタル上ニ非サレハ右ノ附記ヲ爲サス但判決書ノ點本ヲ差出ス場合ニ於テハ裁判所書記其點本ニ判決ノ確定ト爲リタル旨ヲ證明スルコトヲ要ス(第千二百五十八條)

第千二百二十五條ノ末項ハ保管人ノ拒絕及ヒ其責任ニ之ヲ

適用ス

修正案 第一項 「許シタル」ノ上「抹殺又ハ減少ヲ爲スニハ之ヲ」ト改メ「附記スルニ因リテ之ヲ爲ス」ヲ「附記スルコトヲ要ス」ト改ム

第二項 「爲サス」ヲ「爲スコトヲ得ス」ト改メ「裁判所書記其原本ニ」ヲ「其」ノ一字ニ換ヘ「證明スルコトヲ要ス」ヲ「裁判所書記ノ證明シタルコトヲ要ス」ト改ム

（松岡） 「之ヲ許シタル」ト「之ヲ命シタル」ハ要ラン字テハナイカ

（栗原） 抹殺又ハ減少爲スノハタ

（松岡） 其判決ヲテ良カリソウナモノテス「之ヲ許シタル」「之ヲ命シタル」ハ要ランセ

（栗原） 御尤モ其論モアツタカ丁度對角モ出來ルシスルカラテス

（松岡） 併シ相手方カラ承諾シタリ約束テナケレハト云ヘハソレマテタカ

（北島） 抹殺又ハ減少爲スニハ其約束又ハ判決ヲ記入ノ縁邊ニ付記スルコトヲ要ス登記係リ公證人書面又ハ判決書公正ナル原本ヲ受取テ折テナケレハ右ノ付記ヲ爲スコトヲ得ス但シ云々カ

（松岡） 前項ヲ記入ノ縁邊ニ付記スルコトヲ要スト止ノルト上ノ抹殺又ハ減少ヲ爲スニハ抹殺又ハ減少ハテ良クハナイカ

（南部） 此所ハ爲スト云々方カ良クハナイカ手續ニナツテ居ルカラネ

（松岡） 手續テアルケレトモ訴訟法ニハ判決書ハ皆抜クノテハナイカ

（南部） 判決原本トハ圖ハヌカラ別テス

（栗原） 原本ト云フ字ハ原本ニ二種アルノテ外國風ニ云フト執行

ノ出来ル勝本執行ノ出来又勝本トアリマス

(松岡) 執行ノコトハ別テス

(栗塚) 判決書ト云フモノハ買フ譯ニハ性カンテ勝本ニハ執行力
チ有スルノト有サヌノトアリマス

(松岡) 執行成ト云フノハ別テス

(栗塚) 此所ハ執行本テス

(松岡) スルト訴訟法ノ執行何トカ云フノト只ノ勝本トハ性カン

(大尾崎) 宜シイ

(栗塚) 勝本ト云フコトヲ云フト何ウト云フヲ撰ケナケレハナラ
ン「公證人ノ判決又ハ判決書ヲ受取タル後ニ非サレハ云々トシマ
シヨウカ

(南郎) 宜カロウ

(村田) ソレテ宜シイ

(南郎) 執行力アルト云フノテハアリマスマイ勝本トアル公正ナ
ルト云フノハ裁判所テ作タト云フ印シタカラ差出ス場合ニ於テ確
定トナリタルトキハト云フカアルカラ良シイ只裁判所テ作タト云
フ印シ丈タロウ公正ナル證書ト云フノハソウテシヨウ

(栗塚) 公證人證書又ハ判決書ヲ受取タルニシテ置ウテハナイカ

(松岡) 之ハ訴訟法ト適合ハセル爲ノ御預ケニシテ置ウテハナイ

カ

(栗塚) 訴訟人ハ賄リ公正ナル證據サヘアレハ宜シイノタカラト
云フテ居ル

(南郎) 執行力ニ關係ハナイ

(栗塚) 本條ノ末項「第一千二百廿五條ノ末項及ヒ第三百四條ハ檢

保人ノ拒絕ニ之ヲ適用ス」ト願ヒマス

(元尾崎) 「及ヒ責任」ハ關ルノテスカ

(南部) 起業者カ制タノテアリマス

(松岡) 拒絶ニ適用スト云フノモ元來オカシイ

(栗塚) 此場合ニ於テカ

(南部) 見レハ直ク分ルホ余リ長ク書カン方カ良シイ

(北島) 願ニ條數丈揚ケルハオカシイ

(元尾崎) 入用ハナイノテシヨウ

(大尾崎) 宜カロウ

本條ハ末項「第一千二百廿五條ノ末項及ヒ第一千三百四條ハ保管人ノ拒絶ニ之ヲ適用ス」ト起業者ニ於テ改正ス其他報告委員ノ修正ニ決シ「公正ナル書本」ハ訴訟法ト照合スル爲ノ受置キノコトニ決ス

第一千二百五十一條朗讀ス

第一千二百五十一條 若シ棟敷又ハ減少カ後日ノ判決ニ因テ取

昭和十六年八月

民衆十六ノ七八

消サレ若クハ解除セラレタルトキハ其判決ヲ更ニ記入ノ縁邊ニ附記シテ其記入ハ前債權者ニ關シテ効力ヲ回復ス然レトモ二箇ノ判決ヲ間ニ於テ不動産ニ對シテ權利ヲ取得シ第二ノ判決ノ公示前ニ其權利ヲ記入シタル第三者ニ右ノ記入ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

修正案 左ノ如ク改ム

棟敷又ハ減少チ日後ノ判決ニテ銷除若クハ解除シタルトキハ其判決ハ更ニ記入ノ縁邊ニ之ヲ附記ス此場合ニ於テハ其記入ハ前債權者ニ對シ其効力ヲ回復ス然レトモ前後ノ判決ノ間ニ於テ不動産ニ付キ權利ヲ取得シ後ノ判決ノ公示前ニ其權利ヲ記入シタル第三者ニ右ノ記入ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

(榎村) 「日後」テハナイカ

(栗塚) 否「後日」カ良イト云フノテス

(松岡) 前日抹殺減少カアツタソレハ判決テナイ公正證書テスル
コトモアルソレハ後日ノ判決ト云フノテス

(南部) 合意上テヤツタコトヲ見ルノテハナイ

(松岡) 未抹殺少後日ノ判決ヲ證書ヲ解除シタトキ其ト云フハ過
去テ自分ニ對シテ効力カ回復スルト云フノタロウ

(南部) 抹殺減少ノ裁判ヲ受ケタカ其タ

(村田) 効力回復シタノテス

(清岡) 前債權者ト云フカ悪イネ元トノ通りニナツタト云フナラ
良シイノテス

(松岡) 一旦抹殺サレテ届テ即チ二度目ニハ以前ノ權利カ戻シテ
來ルト云フノタロウ

(栗塚) ソレ丈テアリマス

(松岡) 前債權者ト云フノハ難レカ

(栗塚) 中ノ人テス

(元尾崎) 中ノ人ハ抹殺減少ノ裁判ヲ取消サレテモ前ノ債權者ノ
効力カ回復スルカ間テ實ニ取タカ知ランカソレハ効力カ及ハヌト
云フノテ分テ届ル

(清岡) 前ト云フハ何ウカ

(元尾崎) 前ト云フノハ一旦抹殺サレタカ回復シタノテス

(村田) 分テ届ルヨウテス

(松岡) 終リニ書イタ第三者ト云フハ中間ノ權ヲ得タ人テスキ此
第三者ハ前ノ第三者ト同シテスカ

(元尾崎) 違フ

(松岡) 前ト云フノハ

(元尾崎) 一番始メタ

(松岡) 中間ニ在ル者ハ第三者ト云フノタ

(元尾崎) 左様

(松岡) 其記入カ回復スルト云フ語々前債權者ニ對シテ其効力ト云テ中間ニ甲乙丙トアル乙ト云フ旨意テハ意味カ違フセ

(村田) ソレハ違タモノタ

(元尾崎) 前債權者ノ効力回復テ良カロウ

(南部) 後カラ通入タ第三者ニ向テ前後裁決ノ間ニ付キ得收シタ者ハ性カンカソレヨリ前ニ効力カアルノテス

(元尾崎) 抹殺サレタ債權者前ト云フノカ

(南部) 我輩ト松岡君ト在ル二人債權者我輩ノ債權登記ヲ取消サレタスルト次ノ松岡カ一番ニナツテ仕舞キ其一番ノ人ノ爲ノニ私カ權力ヲ回復スル松岡ニ對シテ私カ一番ニナルノテ併シナカラ村田君カ先取タカラ村田君ニ向ヘヌノテス

(元尾崎) ソウテハナイ二人アルト初ノニ想像スルハ宜シクナイ

此所ハ一ツ先優權ヲ取テ居タ處カ抹殺減少サレタ裁判テトウカソレチ裁判ヲ取消シタノテキ初メテ貴君ハ又抵當カ効力チ及ホセルヨウニナツタ處カ其初メニ抹殺減少ノ裁判チ受ケタ人ハ後ニ効力カ生スルト云フノタ

(栗原) 前債權者ハ第二番ノ人テス

(南部) ソウテス

(元尾崎) ソウテハナイスルト間ニ第三者カ居タモノハ生シヨウカナイ假令ハ最初ノ先生ノ抵當チ取消シタト抹殺サレタト云フ裁判カアツタスルト松岡ニ權利カ性クヨウニ見ヘル處カ後ニ其裁判チ取消シタ場合ニハ先生へ戻ルト云フノタロウ併シナカラ間ニ第三者カ記入シテ居タラユカント云フコトタ

(南部) 移ルノテハナイ松岡君カ一番ニナツタ私カ回復スレハ松岡カ二番ニナルカ村田カ三番ニナルノテス

(元尾崎) 二番ノ權利ハ奪ハレルネ

(栗塚) 三番ノ人ニ奪ハル、

(元尾崎) 初ノ一人甲ノ抵當ヲ取テ居ル甲ナル者カ其抵當ヲ抹殺サレタ裁判ヲホ慮カ此度又別ノ裁判ヲ抹殺ヲ取消シタカラ甲ニ回復シテ來ルトソレカラ若シ其間ニ別ノ者カ在テ抵當ニ進入テ居ルカラソレニ抵抗ハ出來ヌト云フノタロウ

(南部) ソレハ分リ切タ單純ノ話ヲ今一ツ前債權者ト云フモノカナケレハナラン

(村田) 私ハ前ノ場合ニハ取レル權カアルノハ記入スルトキ南部カ居ナイノタカラソレタカラ訴權カアルノテス

(栗塚) 第二番テハナイ原文ハ其記入ハ前債權者一二三モテスホ多數ノ債權者ニ對シテトアルソレタカラ總テノ前債權者ト第二番目ノ人ハカリト申シタハ惑イノテ實ハ元尾崎ノ云フ一モ導入ルノ

第十六ノ八〇

民権十六ノ八一

テ其人ノ爲ノニ出ル第二ニハ其人ニ對シテ出ルノテ何テモ元ト消シテアツタ其人ニ對シテ生テ來ル併シナカラ第三番目ノ人ハ知ラントキニヤツタノタカラ其人ニ對シテ第二番ノ人ハユカンソヨト云フノテス

(元尾崎) 書テアル通りタ

(清岡) 前ト云フノハ要ラヌセ

(大尾崎) 甲乙ト云フ乙カアルト見ナイテモ宜シイ

(栗塚) 前債權者ノ爲ノト改メテハ如何

(元尾崎) ソレテ良シイ

(清岡) 我々ハ「前」ノ字ハ圖テ其債權者トシテ良カロウト思フ

(栗塚) 後テ今一ツアツタノテスカラネ

(清岡) 後ハ然レトモ以下タロウ

(村田) 今一ツ別ノ人タ

(南部) 一ツ前債権者カ在テ其債権者ノ配入チ今一ツ債権者カ在テ取消シタコトカアルカラ前ト云フコトカアルテシヨウ

(松岡) 前ノ人ハ他ノ債権者カ取消シト云フノカ

(清岡) アツテモ前ノ字ハイラン

(松岡) 抹殺減少ト云フカ再ヒ生ルコトニナルノタ

(栗塚) 其配入ハ抹殺ヲ受ケタル債権者ノ爲メ効力チ回復スカ

(清岡) ソレテス

(元尾崎) ソンナラ其ウヤルカ

(栗塚) 抹殺減少ノ爲メニ又本ニ復スト云フノテス

(松岡) 此所テハ「前」ハイラン

(清岡) 前ト云フノハ抹殺セラレタカラ出来ルノテス

(栗塚) 後判決ニ際シテ出ルノテタカラ抹殺又ハ減少ヲ受ケタル債権者ト云フノテス

(松岡) 原債権者タ

(栗塚) ソウテス原債権者トヤツテモヨイ

(南部) 原債権者ト云フト債権カ消ヘタヨウニ見ヘル

(松岡) 此所テ調フ若シ之ヲ甲ト云ヘハ第三者ト見ルヨリ外ニ見ヨウハナイ

(清岡) 第二ノ外コウ云フ場合ハ矢張前債権者タロウ

(松岡) ソレハソウナル

(清岡) ソレテハオカシイ甲乙二人アツテ甲カ止ノタトキハ前タカラネ

(元尾崎) 其債権者ノトヤツタラ何フカ

(村田) 其字ハユカヌ矢張前ノ字カ良シイ

(渡) 前債権者ノ方カ宜シイ

(元尾崎) 其債権者ノ爲メ効力チ回復トシテハ如何

(栗塚) 第三者ニハ以テ對抗スルコトヲ得ステス
(槻村) 宜シイ

(松岡) 甲乙丙三人在ルト蛇撃ニナルノテスネ

(清岡) 物ヲ取ルハ乙カ先ニ取ルカ

(栗塚) 丙カ先ニ取ル

(清岡) 出来ナイ話タネ

(栗塚) 乙ノカ消ヘテ居ルカラノ話テス丙ハ乙ニカナハヌ都合テ

甲カ一番后ニナルノテス

(南部) 左様話リ逆様ニナツテ丙乙甲トコウナルノテアリマス

(大尾崎) 乙ハ動カナイネ

(西) 動キマセン

(元尾崎) 丙モ動カン

(南部) ソウ甲ハ回復シタト雖モタ

(元尾崎) 甲ハ二千圓ノ賃ニ取タ乙ハ五百圓タソコニ乙ハ案ヨリ
五百圓甲ハ千圓シテ取レンノタ

(南部) ソウ裁判ニ依テ仕方カナイ

(元尾崎) 先ヘヤリマシヨウ

(大尾崎) 宜カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百五十二條朗讀ス

第千二百五十二條 若シ最初ノ記入、更新、抹殺又ハ減少ニ
不精確又ハ遺脱ノ虞アルモ之カ爲ノ取消ヲ爲サシムルニ足
ラサルトキ當事者ノ協議セサルニ於テハ判決ヲ以テ其不精
確又ハ遺脱ヲ改正ス

修正案 左ノ如ク改ム

記入、更新、抹殺又ハ減少ニ不精確又ハ遺脱アルモ之カ爲ノ

削除スルニ足ラサルトキハ當事者ノ協議又ハ判決ヲ以テ之ヲ
正誤ス

(栗塚) 改正ハ「正誤」ノ誤リテアリマス「若シ最初ノ」ヲ刪テ
「記入更新抹殺又ハ減少ニ不精確又ハ遺脱アルモ之カ爲ノ削除ヲ
爲サ、ルニ足ラサルトキハ云々」ト修正シマシタ

(元尾崎) 削除スルニ足ラサルトキトアルカ

(栗塚) 削除ヲ爲サシムルニハカ良クハ御座イマセンカ之カ爲ノ
削除スルト云フト何ヲト云ハナケレハナラン

(大尾崎) 宜シカロウ

(松岡) 爲サシムルハ難カラカ

(栗塚) 裁判所カラテス

(南郎) 削除ヲ爲スニ足ラサルトキカ

(栗塚) ソレテモ宜シイ

(根村) 削除スルニ足ラサルカ

(栗塚) スルト云フト何カ一ツ出サント困ル

(元尾崎) 之カ爲ノニタ

(栗塚) 削除ヲ爲スニ足ラサルトキ當事者ノ協議又ハ判決ヲ以テ
之ヲ請求スカ

(松岡) 取消ス程ノ大キナモノテハナイトキハト云フノカ

(栗塚) 左様

(松岡) 之ハ元トノ契約書ニアルカ削除ト云フノハ矢張取消シト
シテ賣ヒタイ

(元尾崎) 訴訟法ヲ削除ト云フコトハ採ランテ取消シトシマシタ

(松岡) 併シ之ハ契約書ノ處マテ預ケテ置キマシヨウ

(大尾崎) 之ヲ食事ニ致シマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正中「削除スルニ」ヲ「削除ヲ爲スニ」ト

シ其他同修正ニ決ス

于時正午十二時

午後一時開會

(渡) ヤリマシヨウ

第一千二百五十三條朗讀ス

第四節 債權者間ニ於ケル抵當ノ効力及ヒ順位

第一千二百五十三條 總テ不動産ニ付キ有効ニ記入シタル抵當

債權者ハ其不動産ノ代價ニ付キ有益ニ配當順序ノ定メテ受

クルコトヲ得ルニ因リ無特權債權者ニ先ツモノトス

法律上、合意上又ハ遺囑上ノ抵當ヲ有スル債權者ノ間ニ於

テハ配當順序ハ數名ノ債權者ニ關スルニ二箇又ハ數箇ノ記

入ヲ同日ニ爲シタルトキト雖モ其記入ノ前後ニ因テ之ヲ定

ム但保管人ノ第一千二百廿九條ニ從ヒ交付ノ番號ヲ遵守セサ

民權十六ノ八四

民權十六ノ八五

ル場合ニ於テハ之ニ對スル責任ノ訴權ヲ妨ケス(第一千二百四十七條、伊民第二千八條、第二千九條)

修正案 第四節 「債權者間ニ於ケル」ヲ「債權者間ノ」ト改

ム

第一項 「總テ」ヲ「凡ソ」ト改メ「代價ニ付キ有益ニ配當順序ノ定メテ受クルコトヲ得」ヲ「代價ノ配當ニ有益ニ加入スルコトヲ得」ト改ム

第二項 「但」ノ上チ左ノ如ク改ム

法律上約束上又ハ遺囑上ノ抵當ヲ有スル數人ノ債權者間ニ於テハ其配當加入ノ順位ハ數箇ノ記入ヲ同日ニ爲シタルトキト雖モ其記入ノ前後ニ因リテ之ヲ定ム「ニ從ヒ交付ノ番號」ノ八字チ「ノ規定」ノ三字ニ換フ

(要條) 「總テノ不動産」ト云フチ「凡ソ不動産ニ付キ有効ニ記

入シタル抵當債權者ハ其不動産ノ代價ノ配當ニ有益加入スルコト
ヲ得」ト改ノマシタ

(元尾崎) 二項ハ法律上約束上又ハ遺言上ノカ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 四項ハ配入チ同一ニ爲シタルトキト雖モカ

(栗塚) 但登記官吏ノ第千二百廿九條ノ規定ヲ遵守セサル場合ニ
於テハ之ニ對スル責任ノ斷權ヲ妨ケステス

(松岡) 「有効ニ」ト云フハ要ランヨウニ思フ「凡ソ不動産ニ付

配入シタル抵當債權者ト云ヘハ良カロウ妙ナ反譯文テスヨ無効ノ
モノハ順序ニナランハ無論云フマテハナイ

(栗塚) 配入シテナイ抵當債權者ノアツタトキハ仕方カナイカラ

(南郎) 之ハ分テ用ル

(松岡) 配當ニ有益ニト云フモ要ラン字テハナイカ代價ノ配當ニ

配入スルコトヲ得トシテハ如何

(南郎) 有効ニハ要ランネ

(栗塚) 實ハ消ス可キヲ消サナカツタカラ註ニ有益ニト云フノ請
釋ヲシテアリマスカラ置イタノテ幾ラ何テモ有益テナイノモアル
トアリマス

(清岡) 得ルニ因リハ之ハ得ル故ニト云フ意味テスカ

(栗塚) 得ルカラテアリマス

(清岡) 「得ルニ因リ」ハ「得ルニハ」トシテハ如何

(南郎) 順序カ觀テ居ルノテスカラ其ウ書クト分リ感イ

(栗塚) 得ルト云フ權利カアルニ依テ無特權者ヨリモ先ニナルト
云フノテス

(清岡) 故ニト云フノタネ

(栗塚) 左様得ルト云フ譯テス

(清岡) 得ルニ因テ無特權者ニ先立カ

(松岡) 有効ニト云フノト有益ニト云フ字ハアル程ノ働キカ見ヘ

ヌノテ無効ニシテ配當債權者ニナラント云フハ首ヲ迄ハナイ

(清岡) ソンナラ配入モイランテハナイカ謂ンテモ分テ展ル

(松岡) 意味カ分テ展ルカラト云フノテハナイ無駄ナコトテス

(栗塚) 前ノ「有効」タケ副タラ如何テス

(松岡) 不動産ノ抵當債權者ト云フモ動産ニハユカンノタカラネ

(栗塚) 不動産ニ付キ配入シタルト云フハトウカ

(松岡) 宜カロウ

(北島) 宜カロウ有益ト云フコトモイランネ

(大尾崎) 前ノ「有効ニ」ノ三字ヲ刪ル

(松岡) 但登記官吏ニ對シノ字ハ除テ良シイ

(栗塚) カチ入レル代リニ入レタノテ登記官吏カセサル場合テア

リマスカラ「ノ」カ「カ」ノニツテアリマス

(大尾崎) 前ノ「有効ニ」ノ三字ヲ刪テ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項「有効ニ」ノ三字ヲ刪リ其他報告委員ノ修正ニ決
ス

第千二百五十四條朗讀ス

第千二百五十四條 配入ハ債權ノ利息ニ其満期トナリタル最

後ノ二ケ年分ニ限り主タル債權及ヒ之ニ添ヘル定期ノ從タ

ル債權ト同一ノ順位ヲ得セシム但債權者ノ一層蓄キ利息ノ

爲ノ後ニ配入ヲ爲スノ權利ヲ訪ケスト雖トモ此配入ハ其日

附ニ於テノ効チ生スルモノトス(第千二百五十一條案)

修正案 左ノ如ク改ム

配入ハ掲載シタル利息及ヒ定期ノ附從物ニ其經過シタル最後
ノ二ケ年分ニ限り主タル債權ト同一ノ順位ヲ得セシム但二ケ

年以外ノ利息及ヒ附従物ノ爲ノ債權者ノ日後記入ヲ爲スノ權
利ヲ妨ケス然レトモ此記入ハ其日附ニ於テノミ効チ生スルモ
ノトス

(清岡) 分リ悪イネ

(元尾崎) 二ケ年分ノ利息ハ主タル債權者ト同一ニ併セルトソレ
ヨリ古イ利息ハユカント併シ其後記入スルト妨ケストスレハ其日
附ノミニ於テ効力ナシト云フノタネ

(栗塚) 左様

(村田) 其抵當時ノ分ハユカント云フノタネ

(元尾崎) 二ケ年モ利息ヲ取ラスニ届ルト云フコトハナイソレテ
二ケ年以上利息ヲ取ランモノモ登記シテハ迷惑スルカラタネ千圓
ノ元金ヲモ減層五年十年モ立テ届ル此方ハ抵當ニシテ届ルト二番
目ニ取ルカモ知レンカラト云フノタロウ

(清岡) 定期ノ附従物ハ何ンナコトカ

(村田) 日用品杯ハアル

(栗塚) 利息テナイモノ大概米ヤ麥ヲ出シテ利息ヲ拂ヘハ其積リ
テアリマス

(清岡) 定期ハオカシイ

(栗塚) 定期米麥テス

(松岡) 第千百九十二條テ二ケ年分以内ニ非サレハト入レタニケ
年分以内ハ記入カ出來ルト云フノテ分テ届ルカ實ハ二ケ年分ニ限
ルト云フノハ悪イタロウ

(栗塚) 之ハ松岡サンノ云フ通り以内ニ非サレハト直シタイ

(西) 二ケ年以内テ良イト云テ分ノ字ヲ刪ル論モアリマシタ

(栗塚) ソレハ跡テ直ストシテ之ハ此債テ如何テスカ「但二ケ年
以外ノ利息及ヒ附従物ノ爲ノト債權者ノ日後ノ記入ヲ爲ス權利ヲ

妨ケスト

(村田) 前ハ「後日」トアル

(南郎) 兩方アリマス

(村田) アレモ「日後」テ良イノタ

(元尾崎) 之ハ良イテハナイカ

(大尾崎) 二ケ年分ハ給與スルカ當年分ハ給與セスト註ニアリマ
スカオカシイ

(南郎) 二ケ年ヤツテモ當年分ハ許サント云フノテス三年分許シ
タノチ此方テハ二年分許シタト云フノテス

(松岡) 債權ノ二ケ年分ト云フノハ

(清岡) 其年カラ測テユクノテス

(元尾崎) 註ニハ妙ナコトカアルヨ當年分給セス云々トアル

(松岡) 註ハ分ランノテス

頁六八八

民権十六ノ八九

(南郎) 註ノ譯ハ悪イノテス

(村田) 最後ノ二ケ年タカラ其年ト前ノ年タネ

(松岡) 其年ハ通入ルモノカ

(南郎) 最後ト云ヘハ一番終リノ年タ測テ當年ナラ當年タ

(松岡) 一月ナラ一昨年ノ二月迄行クノテス

(南郎) 收穫杯テ場合ニ依テハ前年カラ二ケ年ニナルカモ知レン

(元尾崎) 物ニ依ル假令ハ今年ノ分ハ未タ出来ナイ其トキハ入レ

ヨウカナイ

(南郎) 其トキハ昨年ト一昨年タ

(元尾崎) 若シ利息カアルト日割テユクノタ

(松岡) 民法上ノ果實テ日々取レルノテアリマス

(元尾崎) 今日カラ測テ二ケ年テ宜シイノテス之ハ註カ悪イノカ

反彈カ間違イテハナイカ

- (栗塚) 間違イテハナイヨウテス
- (大尾崎) 已ニ経過シタルトアルカラ當年分ハ通入ラヌネ
- (栗塚) 成程金タト記入カラ測テニケ年ト云ヘマスカ收穫物タト定期ノ物ニナツタラソウハユカン
- (元尾崎) 秋ノ十月拂フト約束シテ十月ニナツテカラタ
- (南部) 收穫物出来テ届ラヌトキハ前年カラニケ年ユクト云フ旨意テス
- (元尾崎) ソレテハ良シイ
- (大尾崎) 配當ノ年ハイラン話タ
- (南部) 利息ハ入レルノテス
- (清岡) 利息ハ入レル收穫物ハイラント云フノカ
- (元尾崎) 收穫物ハ時期カ来ランノテス
- (清岡) 總テ前二年トナルゼ

- (元尾崎) 良シイテハナイカ收穫物ハ定期カ来ナイカラ取レナイ金ハ日々生スルカラト云フノテス
- (西) 敵ヘラレナイカラタ
- (栗塚) 左様
- (松岡) 天然ノ果實ト法律上ノ果實ト二種アルカラ二様ニ計算シナケレハナラン良カロウ
- (南部) 良シイ先ヘヤリマシヨウ
- (清岡) 之テハ分リマセンネ
- (南部) 儲リ分ル終リノニケ年ト云フノテアリマスカラ若シ出来ヌモノハ仕方カナイ
- (元尾崎) 出来ヌノハ敵ヘル處ニ至ランノテ即チ最後ニ至ランノテス
- (大尾崎) 良カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千二百五十五條朗讀ス

第一千二百五十五條 抵當ノ順位ハ債權カ條件付タルトキ又ハ信用ノ開始ニ於ケル如ク順次ノ拂込ヨリ生スルトキト雖モ亦記入ニ因テ之ヲ定ム(伊民第二千七條)

修正案 「ノ開始ニ於ケル如ク順次ノ拂込」チ「ヲ開キテ爲ス

貸付ノ如ク漸次ノ支拂」ト改ム

(果敢) 「信用ニ關スル如キ」ハ因々字テ商法テ信用ト云フノチ御採用ニナツタカラ信用ヲ開テ爲ス貸付ノ如キ漸次ノ支拂ヨリ生スルトキト雖モ亦記入ニ因テ之ヲ定ム」テス

(元尾崎) 信用ヲ開タカ

(果敢) 「クレシツト」銀行カーツ在テ某ノ爲ノ財ヲ開ク信用ヲ開クト云フト其人ノスルコトハ何万圓マテハ私カ開クト云フ根抵

第十六ノ九一

民權十六ノ九一

當トカ云フモノチ銀行カ取テ公債證券何十圓預ケテ置ケハ其公債證券有ラン限り金ヲ貸テ與レルト云フノテス

(元尾崎) 分テハ層ル

(大尾崎) 信用ヲ開タカ

(果敢) 信用貸トナツテモ性カンカラ開クト云フ字チ入レテ宜シ

(大尾崎) 信用ト云テモ信用貸ヨリハ外ニナイ

(果敢) ソレタカラ又漸次ノ貸付ヨリ生スルトキト雖モトヤツテ仕舞ハフト思タカ併シナカラ貸付トナルト一週ニオ前ノ爲ノ幾許テモ貸テ宜シイト云フ根抵當ヲ取テヤルコトニ見ヘンカラ

(元尾崎) 根抵當ヲ取ランテモ宜シイ信用ヲ宜シイ信用ヲ開クト

云フヨリモ借チ更ニ開タカネ

(果敢) 實ハ財ヲ開クト云フモ尙ホ分リマセン

(村田) 信用ヲ始メテカネ

(元尾崎) 三島ニモ尋ネテハ如何

(南部) ナイト云フ

(元尾崎) 根抵當ヲ出サンテモ宜シイテシヨウ

(松岡) 押附ノタラ根抵當ノアルモノモナイノモアルノテ此所テ

順次ヲ定メルノハ漸次ニ拂込タ金ヲモ約東ノトキヨリタ

(元尾崎) 根抵當ヲ以テ貸付ヲ爲スト云フヨウナ理窟ニヤツテハ

何ウカ

(栗塚) 左様

(松岡) 約東テ信用カアツテオ前ノ方ヘ貸テヤロウト云フノテス

(元尾崎) 當坐費ト云フノテソレヲ預金ノ外又預ケテ無イモノモ

振出シテ來ルト出スノタ

(松岡) 振込テ置キ引出ス方ノコトハカリテナイ

(栗塚) 拂込カ間違テ拂込金ヲ借リテ居ル人カヤルヨウタカカ之ハ

ソウテナイ貸付ケル方テス

(元尾崎) 根抵當ヲ以テ漸次貸付カ

(南部) 根抵當ト云フ字チ入レルカ

(栗塚) 債權カ條件付テモ亦漸々拂込テ貸付テ往クノテモ抵當ト

ナツテ居ル配入セン以上ハ往カン配入テ順位ヲ定メルノテス

(南部) 根抵當ト云フコトチ入レルト抵當カ主ニナツテ仕舞此所

ハ債權カ主タカラ

(清岡) 始ムルト云フ字カ良シイタロウ信用ヲ開始シテカ

(栗塚) 開始シテ爲ス貸付トヤルカ

(清岡) 開クト云フ字カアルナレハ開始シテ置キマシヨウ

(栗塚) 銀行ヲ以テ此度何々ト云フ會社チ立テヨウト思フカ私ハ
是丈ノ地面ヲ抵當ニモスルカラ公債證書モ是丈入レルカラト云フ

ノテス

(松岡) 註ヲ見ルト根抵當ヲ宜シイヨウテス信用ハ只ノ信用根抵當テハ定マランカ此所ハ根抵當トアル信用貸ヨリハナイ

(南部) 併シ根抵當ト云ハレン債權カ條件付ナルトキタ

(栗塚) 根抵當ヲ以テタ

(清岡) 信用ヲ以テ爲ス貸附ノ如キトテモモスルカ

(松岡) 根抵當ヲ漸次拂込モノテアルカ日付ヲ控ク根抵當ヲ漸次拂フモノテモ條件付テモ良シイ

(南部) 根抵當カ支拂ノ方ヲ云フノテハナイ元地抵當ノコトヲ云フノテス

(松岡) 只ノ「クレジツト」ノ貸付テハナイ

(栗塚) 信用ヲ開クト云フヨウナコトハ商法テ「債」ト云フ字カ御座イマスネアソコヘ往クト孰レ御困リナサルニ違ヒナイ

(松岡) 彼處ハ珍タキト云テ通テ居ルノテアリマス

(元尾崎) 約束ト云フ字ヲ入レテハ何ウカ信用約束ヲ開始シテ漸次ニ貸付トヤツタラ如何

(松岡) ソンナラ信用約束ニ於ケルタ

(栗塚) 「如ク」ハオ前ニ何圖マテ管セルト云フ如キテアリマス

(松岡) ソンナラ止ノテ良シイ如キテハナイ

(元尾崎) 信用ノ約束ト云フヲ加ヘルト何ウカ

(栗塚) 如クト云フハ丁度成ル銀行テ信用ヲ置キタ如キニ漸次ヤルモノカラ出ルトキテモト云フノテアリマス

(清岡) 信用ヲ開始シテ爲ス貸付ノ如キトヤツテハ如何開クト云フ字モ開始モ信用モ良カロウ

(松岡) 如キハ條件付モ困ルホ

(栗塚) 條件付テモ亦漸次支拂フ如キテモテス

(松岡) 註チ見ルト信用貸ト云フヨリ外ハナイ

(元尾崎) 信用貸ノ約束カ一番良シイネ

(松岡) 如クハ調ハスシテ宜シイ信用貸ノ約束ニ因リ漸次支拂ニ
因リ生スルトキト雖モタネ

(元尾崎) ソレテ宜シイ約束ト入レルト宜シイ

(松岡) 事實チ見テモ如キハオカシイネ

(栗塚) 條件付即チテス

(松岡) ソウテハナイ

(清岡) 又ハ即チタロウ

(松岡) 條件付ト云フニ力チ入レテハユカンノテ一ハ條件付ニナ
ルトキ一ハ信用貸ヲ漸次支拂フトキト云フノテス

(南部) 條件付ハ包含センヨウテモ整理スレハ斯ウナルト云フノ
テス

(松岡) 私ノ疑ヒハ信用ノトキニ以テ如クト云フ一チ入レテ例ノ
如クト云フノテハナカロウト思フ信用貸信用貸ノ約束ニ因テ漸次
支拂ヨリ生スルト云フ方タロウ

(栗塚) 未タアルカモ知レント云フノハ如クト云フ字カ原文ニア
リマスノテス經ノ説キ明シテ見テハナイ

(大尾崎) 信用ヲ開キト云フカネ

(松岡) 信用貸ノ約束ニ因リ漸次支拂ニ因リテアリマス

(南部) 如キチ入レテ置イテモ害カナイカラ宜シイテハナイカ

(栗塚) 信用ヲ開クハ信用貸ト云フノテハナイ信用貸ト云フト抵
當チ取ラスニ貸スノテアリマス

(松岡) ソンナラ信用約束テ良シイ

(栗塚) 信用ノ約束始ノタル如クカ何ト云ヒマスカ皆サン銀行カ
何カ某ニ金ヲ貸セト云フト根抵當チ取テ貸スト云フノハ家カ拾万

圖ト云フノテ五ケ年ニ漸次ヤツテ行ク其代リ抵當チ來コソカト云
フソレハ今日カラ効カ生スルノテス

(大尾崎) ソレカ根抵當テス

(渡) 信用貸ト云フノカ分テカラテハ何ウカ

(栗塚) 左様商用テ置シテ貴君方テ定ノナケレハナランテシヨウ

(清岡) 「信用貸ノ如キ」テハ分ラン

(渡) 商法ト引合シテ見ルマテ置イテハ何ウカ必竟アレカラ來タ
ノタロウ

(南部) 兎ニ角信用貸ニ於ケルト云テ置キマシヨウ

(栗塚) 於ケル漸次ノ支拂トヤツテ置キマシヨウカ

(渡) 之ハ斯ウシテ置キ元ノ商法案ヲ定ノテカラニシヨウ

(村田) ソレカ宜シイ

(北島) 支拂ト云フハ聊愈々分ラン

(栗塚) 銀行カラ貸付ルノハ何ト云フカ

(元尾崎) 支拂ト云フネ

本條ハ報告委員ノ修正ニ假定シ置キ商法ト照合スル迄未定

第千二百五十六條朗讀ス

第千二百五十六條 債權者カ各債ノ代價ノ同時ニ清算セラレ

タル數債ノ不動産ニ付キ抵當チ有スルトキハ其債權ハ總テ

ノ不動産ニ其重要ノ割合ニ關シテ之ヲ配當ス可シ

順次ノ清算ノ場合ニ於テ若シ右ノ債權者カ不動産中一債ノ

代價ニ因テ金ク辨濟チ受ケ此一債ノ不動産ニ付キ其債權者

ノ次ニ抵當チ有スル一人又ハ數人ノ債權者ノ爲ノニ損失ノ

生スルトキハ其一人又ハ數人ノ債權者ハ他ノ各不動産ニ付

テハ其己レニ先チタル債權ニ於ケル其各不動産ノ分擔部分

ニ對シ自己ノ債權ノ爲ノ其相互ノ順位ヲ以テ右辨濟チ受ケ

シ債權者ノ抵當ニ當然代位ス（伊民第二千十一條）

修正案 第一項 左ノ如ク改ム

債權者カ數種ノ不動産ニ付キ抵當チ有シ其各種ノ代價カ同時ニ清算アリタルトキハ其債權ハ總不動産ノ重要ノ割合ニ應シ之チ分配ス可シ

第二項 「順次」チ「漸次」ト改メ「若シ」ノ二字チ削リ「分擔部分ニ對シ」チ「分擔部分ニ限り」ト改ム

（松岡） 「重要」ト云フハ何ト云フカ

（栗原） 「重要」ト云フハ大キイトカ小サイトカチス

（渡） 譯カ分ラン

（元尾崎） 一項ノ例チ云テ見テ下サイ

（栗原） 一項カラ申ス三箇ノ抵當カ在ル此抵當チ有シテ居ル獨リ甲ト云フ債權者カ居ル「重要」ト云フノハ〇千圓、〇二千圓、〇

例第十六ノ改正

民權十六ノ九六

三千圓、トアル甲ノ資金ハ六百圓スルト千圓カラ百圓取り二千圓カラ二百圓取り三千圓カラハ三百圓取ルト云フノテソレカラ甲ハ面側タカラ千圓ノ内カラ六百圓取テ仕舞タ四百圓殘テ居ル甲ハ濟テ仕舞タホ漸次ノ場合ハ甲カ不動産中カラ一箇ノ代價ニ付辨濟チ受ケテ仕舞次ノ債權チ有シタ一人又ハ數人アツタノテ乙丙ハ第二抵當チ取テ居テ迷惑スルテシヨウ四百圓殘テ居ルヤ否確テ居ラント見ルノテスホ六百圓皆取テ仕舞タスルト迷惑シタ一人又ハ數人ノ債權者カ他ノ各不動産テ二千圓三千圓ノモノニ對シ代位スルト云フノテアリマス

（元尾崎） 分々々々

（栗原） 「各不動産ノ分擔部分ニ限り」ト云フノハ「己レニ先チテ於ル債權」ハ甲テ甲ニ於ケル各不動産ノ分擔部分ハ三百圓ト二百圓ト云フ分擔部分ニ限り自己ノ債權ノ爲ノ乙ト丙カ代位スルト

云フノテス

(清岡) 簡單ナモノチ之丈ニ書ノハ明文タ

(大尾崎) 關クト分ルカ額テハ分ラン

(元尾崎) 重要ノ割合杯ト云フノハ分ラン代價ノ割合ニ於テトシ

テ良サ、ウナモノテス

(村田) 價額ノ割合ニ於テモ宜シイ

(渡) ソレカ良シイ

(栗塚) 「價格」トシマスカ

(北島) 「額」ヲ宜シイ

(元尾崎) 「價額」ノ方カ良カロウ

(松岡) 「額」ヲ良シイ

本條ハ「重要」ヲ「價額」ト改ノ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千二百五十七條朗讀ス

昭和十六、七、六

民権十六ノ九七

第千二百五十七條 前條ノ代位ハ右ノ如ク其權利ノ移轉セラ

レタル債權者ニ次テ右不動産ニ付キ記入ヲ爲シタル債權者
ニ對シテ其効チ生ス

若シ右ノ代位者カ其爲シタル記入ノ縁邊ニ其代位チ附記セ
シノタルトキハ其代位者ハ順序規定ノ手續中ニ指名シテ之
ヲ加ハラシムルコトヲ要シ其承諾アルニ非サレハ何等ノ抹
殺又ハ減少ヲモ爲スコトヲ得ス

若シ辨濟ヲ受ケシ債權者ノ抵當ニ供シタル他ノ不動産ニ付
キ其抵當ヲ記入セサリシトキハ代位者其記入ヲ爲シ且右ト
同一ノ目的ニテ其縁邊附記ヲ爲スコトヲ得(同上)

修正案 第一項 「右ノ如ク其權利ノ移轉セラレタル」ノ十五
字ヲ刪リ「ニ次テ」ノ上「債權者」ノ上ニ「原」ノ一字ヲ挿
入ス